

平成25年定例第2回市議会会議録(第2日)

平成25年6月19日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶 嶋 修 一	議会事務局係長	松 藤 典 子
次 長	梶 嶋 久 男	書 記	柿 野 孝 博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	西 原 親	企画財政課長補佐 兼 財 政 係 長	西 山 俊 英
副 市 長	高 野 道 生	介 護 健 康 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	野 田 浩
教 育 長	藤 原 喜 雄	福 祉 事 務 所 長	梅 津 俊 朗
監 査 委 員	平 井 常 雄	環 境 衛 生 課 長	富 重 巧 斉
総 務 部 長	吉 開 忠 文	農 林 水 産 課 長	坂 梨 一 広
市民生活部長	松 藤 泰 大	商 工 観 光 課 長	吉 開 均
環境経済部長 兼 企 業 誘 致 推 進 室 長	横 尾 健 一	上 下 水 道 課 長	加 藤 康 志
建設都市部長	石 橋 慎 二	学 校 教 育 課 長 兼 学 校 再 編 推 進 室 長	大 津 一 義
教 育 部 長 兼 教 育 総 務 課 長	江 崎 昌 昭	教 育 委 員 長	龍 祐 之
消 防 長	塚 本 哲 嘉	社 会 教 育 課 長	四 牟 田 正 雄
総 務 課 長	馬 場 洋 輝	学 校 再 編 推 進 室 学 校 再 編 推 進 係 長	木 村 勝 幸
企画財政課長	坂 田 良 二	商 工 観 光 課 長 補 佐 兼 商 工 観 光 係 長	城 敬 介

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	17	牛 嶋 利 三	1. 4校統合小学校計画に伴う各般について 2. 昼と夕方の時刻の周知の方法について
2	5	瀬 口 健	1. 市長のまちづくり姿勢について
3	2	野 田 力	1. 人口減少の歯止めとする定住の補強策を早急に取り組め
4	6	川 口 正 宏	1. 地域コミュニティの再構築について
5	1	田 中 信 之	1. 情報公開（資産報告）と個人情報保護 2. 統合小学校と小中一貫教育拒否について

(2) 陳情付託の報告について

午前9時30分 開議

○議長（壇 康夫君）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。まず、17番牛嶋利三君。質問をお願いします。

○17番（牛嶋利三君）（登壇）

皆さんおはようございます。トップバッターということで、かなり緊張しておりますけれども、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、4校統合小学校計画に伴う各般についてということで、一般質問の通告をさせていただいておるところでございます。

このことにつきましては、私は総務文教委員会の委員として各委員会、あるいは月例全員協議会でもお尋ねをさせていただいた部分でございますけれども、きょう現在に至りましても、御回答いただいた——そうですね、3分の1、そのくらいの約束事の位置づけにも達していないというふうに思っております。

したがいまして、きょうは龍教育委員長さんにも大変忙しい中、出席をお願いしたというところでございます。きょうは急遽、この議場への出席要請ということでございますけれども、大変忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

さて、本市では、きょう質問の4校統合小学校に限らず、本市、みやま市立の全小・中学校での再編計画が浮上いたしまして、現在に至っております。

その一連の流れとして、まず平成19年8月10日、教育委員会規則第35条におきまして、みやま市立学校通学区域検討委員会が設置をされております。平成19年1月14日、諮問によりまして、みやま市教育委員会より、みやま市立学校通学区域検討委員会へみやま市立中学校通学区域に係る今後のあり方についてというような意見を伺ってございます。

その結果といたしまして、今後のあり方について平成20年12月5日、最終答申がなされました。そして平成21年4月15日、教育委員会規則第10号でみやま市立学校規則適正化検討委員会が設置をされ、早速、平成21年4月31日、諮問がかけられました。

内容といたしましては、みやま市教育委員会よりみやま市立学校規模適正化検討委員会へ、みやま市立学校適正規模及び適正配置についての意見を伺ってあるところです。そして、平成22年12月27日、答申がなされておりますが、その時点で既に第1段階の原点であります複式学級の早期解消を柱といたしまして、答申が出されているところでございます。

それ以降は、平成23年3月30日、答申をもとにみやま市教育委員会におきまして、みやま市立小・中学校再編計画、これは案でございます、平成23年4月から7月までみやま市立小学校再編計画案について地域住民や保護者に対する説明がっております。平成23年8月から11月、同計画案を修正しようと協議をされまして、教育委員会で再編計画を決定し、その

後、計画を公表、さらに住民説明会を行ってきていただいて現実に至っておりますが、平成24年度、統合校ごとに統合2年をめどに統合協議会を設置しますという流れとなっておりますのでございます。

そこで、4校統合小学校計画に伴う各般についてということで、通告どおりのお尋ねをいたします。

本市では、山川東部小学校、山川南部小学校、飯江小学校、竹海小学校の4小学校が第1グループの統合校として、その計画に沿った準備を進めていただいていたところでございます。

しかし、残念ながら、用地取得が不調に終わったというようなことで、平成27年4月開校が延期せざるを得ない状況となっております。

去る2月25日、開会をされましたが、山川市民センターでの説明会開催後のその後の対応について、そして今後の統合校の建設計画地選定について、校区住民や保護者、そしてまず4校統合を心待ちにしていた4校の児童・生徒への説明会の必要性について、そしてまた、新しい統合校建設での用地取得に向けて準備、計画、対応等々とその方法について、第1グループでの断念せざるを得なかった反省を踏まえながら、今後の取り組み、そしてまた、その方法を聞かせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

おはようございます。牛嶋議員の4校統合小学校計画に伴う各般についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市民センターでの説明会開催後の対応についてでございますが、第1グループであります山川東部小学校、山川南部小学校、飯江小学校、竹海小学校の統合小学校建設計画地の用地交渉経過につきましては、5月7日の例月全員協議会におきまして御報告申し上げたところでございますが、改めて申し上げますと、去る2月25日、山川市民センターで4校区合同住民説明会を開催し、4校区住民の皆様へ用地交渉の途中経過を御報告させていただきました。

その後、引き続き、行き詰まっておりました一部の用地交渉を前進させるべく努力をしてみりましたが、結果として不調に終わり、4月17日に開催しました第2回臨時教育委員会

におきまして、統合小学校の建設予定地であります山川市民センター西側市有地及びその周辺につきましては断念することを決定いたしました。

その決定内容につきましては、速やかに4校区の区長会長、PTA会長、学校長、そして用地を御相談してきた地権者の皆様にお伝えし、関係校区住民の皆様へは5月1日付の文書にてお知らせしたところでございます。

今後の方針等につきましては、現在検討しているところでございますので、統合小学校の建設計画地はまだ定まっておりません。今後の方針等が決まりましたら、保護者並びに校区住民の皆様を対象にした説明会を開催するなどして十分に御理解をいただきたいと考えております。

御質問では、統合校の建設計画地選定については、まずは統合を心待ちにしている児童・生徒への説明が必要ではということでございますが、子供の教育環境は、行政、保護者、地域の方々といった子供たちを導くべき私たち大人がそれぞれの立場で責任を持って考えていくべきことだと思います。したがって、子供たちには、ぜひ保護者の皆様からお話しいただきたいと考えております。

次に、2点目の用地取得に向けて準備、計画、対応等々の方法についてでございますが、今回、私どもの力不足のため用地交渉が不調に終わり、計画地への統合小学校建設を断念せざるを得なかったことは、まことに残念でなりません。

新しい統合小学校の建設予定地は現在のところ白紙の状態ですが、これまでのいきさつも踏まえますと、建設場所の選定は慎重に行うことが必要であると思っております。

一方で、飯江小学校の複式学級解消は急務であり、ことしも山川南部小学校との修学旅行や山川東部小学校、山川南部小学校との合同観劇会の実施などの交流事業は計画しておりますが、今後の方向性は早急に出さなければならないと考えております。

そして、今後の取り組みやその方法も含め、学校設置者であります市長と十分に協議し、市長部局と教育委員会が一体となって取り組んでいけるような方針を決定してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、手元にいただきました教育長からの答弁ですね、統合小学校の建設計画地もまだ定まっていないと、今後、慎重に引き続き検討するというようなことでございます。

それから、もう2カ月が経過しております。そうした現時点で統合校建設計画地として、あるいはまた候補地として、その場所の特定、あるいは公表がなかなか無理な部分もあろうかと思いますが、そのようなところがあれば、例えば考えてあるとか、それから2カ月経過した現時点で何もなければ、なぜそのようなことになっているのか、そのことをお尋ねいたします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

計画地、それから、どういうふうな統合小学校をつくるかということにつきまして、あわせて再三にわたりまして、教育委員会を開催いたしまして検討を重ねているところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、具体的な建設場所につきましては私どもが持ち得ていないということで、その辺もこれから市長と十分に協議してまいりたいと思っておりますところでございますが、私どもといたしましては、できましたら用地取得を断念しました段階から3カ月以内には、次の方策を具体的なものまでじゃなくて方向性は出していきたいと考えているところでございます。再三にわたって教育委員会を開催していただきまして、これは臨時教育委員会、あるいは協議会という形で開催させていただいておりまして、現在、議論を深めているところでございます。

具体的な土地取得につきましては、私どもは現在のところ、候補地としては持ち得ていないというのが現実でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

そのことについては、またこの後、お尋ねしたいと思います。

教育長は、今後の方針等が決まれば、保護者や、あるいは校区住民の皆さんを対象にして、その説明会を開催するなどして十分な理解を得たいというようなことですが、議会へはいかがですか、議会への対応とか理解を求めるような必要性はないわけですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

御指摘のように、私の言葉が足りませんで、議会への対応につきましても十分にさせていただくということで、今までそれが私の責任において十分になされていなかったという御指摘かもしれませんけれども、十分反省をした上で議会への対応も十分にさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それから、例えば、子供へのそうした説明責任と申しますか、そうした部分については、行政、保護者、そしてまた地域の方々といった子供たちを導くべき私たち大人がそれぞれの立場で責任を持って考えていくべきことだと思いますという答弁です。

このことは、私の質問通告にちょっと舌足らずの部分があったかとは思いますが、新しく統合校の建設計画というのは、選定についての説明ではないわけですね。そのことを説明しなさいと言っておるわけではないわけですよ。

統合校、既にこの4校が断念せざるを得なくなったということで、それまでの統合校の開校を心待ちにしていた子供たちへ謝罪の気持ち、そうしたことがあっても当然じゃなかろうかというふうに思っておるわけですね。

教育長は、マスコミの報道にもありましたが、見通しが甘かった、結果的に子供たちの教育環境を整える時期が延びてしまい大変申しわけないというようなコメントをしてあります。誰に申しわけないというふうに思われてあるのか。4校の子供たちに一番わびるべき問題点ではなかったのかと、そのように思うわけですね。

また、子供たちを導くべき私たち大人ですね、そういうふうなことを言いながら、4校統合校による一日も早い開校の実現を夢見る子供たちの夢を壊してしまったというようなことも考えられるわけですね。

まず、そのような説明をすること、そしてまた、このことがなかったら、子供たちに実際に教育現場で一番指揮をとる我々がですよ、教育長も含めて、うそを言ったというようなことになりはしませんかね。その点、どう思われますか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

今、議員御指摘の考え方に私至っていないというのが、うそをついた——結果的にできなかったことが子供たちに私どもがうそをついたという認識は私は持ちませんで、本当に子供たちに済まないなという思いはございます。その済まないという気持ちを子供たちに直接私どもから伝えるということが、果たして可能かどうかということもございます。

ぜひ、私どもは各保護者の方へはそれなりに謝罪という形で言うておるわけでございまして、それを保護者の方から子供たちに、私たちがそういったことも言っているんだということ伝えてほしいというのが私の今の考えでございます。申しわけございませんが。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

謝罪までは言わないというようなことにしても、やっぱりそのような謙虚な気持ち、素直な気持ち、そうしたことを教育委員会として我々大人が教えていくべきじゃないですか。恐らくこの4校の児童・生徒は、早ければ平成26年の4月開校だったんですよね。このことを夢見て心待ちにしていたはずです。

なぜこのようになったのか、その経緯等々の説明もなく、恐らく今から大成する子供たちが承服するそのような姿形が見えませんがね、いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

再三申し上げますけれども、私どもの責任、これを果たすためには、遅れてしまったということは本当に残念なことでございますけれども、4校統合を進めていく、早くそれを実現することが子供たちに対する最大のおわびのしるしであるというふうに私どもは考えます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

そのような気持ちで今後接していただくようお願いします。

それから2点目でございますが、用地取得に向けた準備計画、対応等々の方法についてでございますけれども、今回、私どもの力不足のため用地交渉が不調に終わり、計画地への統合小学校建設を断念せざるを得なかったことはまことに残念でなりません。残念でなりませんということですね。新しい統合小学校の建設計画地は現在のところ白紙の状態ですが、これまでのいきさつも踏まえたと、建設場所の選定は慎重に行う必要があると思っておりますというような御回答でございます。

「まことに残念でなりません」というような表現でございますが、まことに残念でなりませんではなくして、やはり教育長がおっしゃるような気持ちがあれば、まことに申しわけありませんですね。このような結果となったことに対するその責任の重大さ、そうしたことを痛感しているところでございます云々というような言葉の使い分けはございませんかね。

本当に今、申しわけがなかったというような方法、表現、そうした言葉がちょっと欲しかったですよ。いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

表現の件を御指摘されておりますが、「残念でなりません」ということの中に、私は「申しわけございません」というのが含まれておるといふうに感じておりますけれども、おっしゃるとおり、大変申しわけないという気持ちがいっぱいでございますので、そういう表現にかえさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それから、一方で飯江小学校の複式学級解消は急務であり、ことしも山川南部、この合同での修学旅行、これは生徒数が足りないというようなことでやってあると思っておりますが、今後の方向性は早急に出さなければならないと考えておりますというようなことでございます。

まさに、この飯江小学校の複式学級解消は急務でございまして、今までの経緯からして、複式学級そのものを解消することがまず第一の基本として、この統合校建設が進められているわけですね。

ですから、そのようにおっしゃっておりますけれども、私から言わせていただくと、大変

ちよつと言葉に失礼な部分もあろうかと思いますが、このことこそ本末転倒というような言葉を使わせていただきたいと思います。

複式学級、先ほども言ったように一番大事なことでございますが、早期実現というようなことも今まで、いつもずっと言ってきたんですね。このことを具体的に早期実現するための方法、あるいは考え方をちよつと示してください。具体的にとおっしゃってあるからですね。早期実現、早期実現とおっしゃってあるから。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

今の具体的にということでございますけれども、具体的には4校統合しかできないわけございまして、複式学級の解消というのは、ほかに私どもとしては4校統合以外に見当たらないわけでございます。今、法律で決まっているわけございまして、人数的には。そういうことございしますか。

○議長（壇 康夫君）

ちよつとかみ合っていないみたいなので、17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

当然のことですよね。統合をするために、今、教育長おっしゃるように、統合のほかにもないわけですよ。統合をすることで進めておりますから。ですから、一日も早い複式学級解消と、これはもう原点なんですよ。

だから、そのことによって、できなかったことに対する山川市民センターでの説明会もやっておりますよ。あれから何カ月もたって何がどのように進展したのか、現在の進捗状況なりですね。あるいは何もできてないとすれば、じゃ、どのようにして一日も早い開校実現に向けた取り組みをやられるのか、それをお尋ねしております。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

まず、4校統合を早急に実現するためには、用地の取得、具体的な建設用地を決定することが早急に求められていると私は考えておるところでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

用地取得が最大の進展させる方法の第一歩だというようなことだろうと思います。

そしたら、まず今後の取り組みやその方法も含め、学校設置者であります市長と十分に協議をされながら市長部局と教育委員会が一体となって取り組んでいけるような方針を決定してまいりたいというふうなことですよね。

このことには、市長部局と協議しながら進めるというようなことですが、私はこのことで、例月全員協議会の中で市長部局にお願いすればいかがですかとお尋ねした経緯がございますよね。

このときは、教育長おっしゃったのに、市長部局へお願いできればぜひお願いをさせていただきたいと。そして、とにかくそのような開校に向けた取り組みを進めていただきたいというような発言があったかというふうに記憶しておるところですね。

それからこれまでどのようにされていたのか。率直に言って何もなかったから、私はこのような質問をさせていただいております。市長部局への相談、それをされましたか。また、私も直接、市長にもお尋ねしますが、市長部局へはまだ何も言ってこられないとって待っておられるような状態だと思います。

また、ちょっとけさ、本会議へ入る前の全員協議会で御報告がありましたが、関連として議長、ちょっとお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。

○17番（牛嶋利三君）続

きのうですよ、早速きょう御報告いただきました本当に悲惨な事故が発生しております。このことで、きのう南部小学校の2年生の女子児童ですかね、交通事故に遭われて、非常に樂觀できないような状況にあるというような報告を受けました。

きのう3時半から40分ぐらいの事故だったと思いますが、このことでは、ちょっと名前は差し控えますが、女性議員さんから副市長のところへ電話があっております。非常に心配をされて、どうなっておるかというようなことで。「えっ」というような状況なんです、副市長は。とにかく、いわゆる報連相、報告、連絡、なってないと思いますよ。

このようなことがあれば、副市長そのものが——そうした本当に女性議員さんが心配され

て、特にどうなっておるのかというようなことでお尋ねされてもわからないわけですね、実情が。けさも私はそのことで報告いただいたから、まあよしとしても、そのような一大事なことを報告されないというのは、ちょっとですね、そのことそのものが市長部局との、いわゆる連絡、報告が一致できていないんですね。

このことに、4校統合が不調なまま継続しておるといったことも、その一因があるんじゃないかと言っても決して過言じゃないと思いますが、いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

昨日の事故の件につきましては、私も御指摘のとおり、報連相という点で欠けておったというふうに感じて、大変申しわけないと思っておるところでございます。今後はこういうことがないようにしたいということも、本日朝、副市長のほうにおわびを申し上げたところでございます。

ただ、学校統合の問題につきましては、やはり教育委員会でいろんなことを会議をした中身を逐一知らせていくということにつきましても、きょう改めて市長のほうにおわびを申し上げまして、今後そういうことがないようにということでいきたいと思っております。御指摘のとおりでございます。大変反省しておるところでございます。今後はそういうことがないようにしたいと思っておるところでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それから、先ほど、また後ほどお尋ねするというようなことでお話をいたしました。

市長や議会には3カ月ぐらい待っていただきたいというようなことだったと思いますね。もう既に3カ月がすぐそこまで来ておるわけですよ。

教育部局としての、きょう御答弁いただいた中ではまだまだ何にも進んでいないというのが実情のようですが、具体的にどのような動きをされているのか、臨時教育委員会を開催いただいたとか、そういったことは今お尋ねしたところですね。

まず、そのようなことがあっても決定、要は決定していないということでしょう、何にもですね。

そのようなことについて、今から大変失礼な文言に一字一句がなってくるかと思いますが、教育長として威厳が相当数、就任以来低下をしているんじゃないかなと。教育部局内での指揮統一、そうした指導力に対する指揮等々全てが欠落しているんじゃないかなというふうにも思いますが、いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

私としてはそういうふうには思っておりませんで、私の不徳のいたすところというふうに答えるしか答えはないわけでございますが、議員が御指摘のような感覚をお持ちであるという事は、私も重く受けとめたいと思っておるところでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

また、教育委員会の委員長主導、きょう教育委員長さんに御出席いただいておりますが、委員長主導でいろんなことが進み、そしてまた、教育長としての発言力が低下しているんじゃないかというふうに先ほども申し上げたとおりでございますが、前教育長、辞任をされました。これはあくまでも風評と申しますか、私が聞き及ぶ範囲内での御質問になろうかと思えます。

前教育長が、自分が辞任することで教育長にその責任をとっていただく、すなわち教育長にも辞職をしていただくことが目的ではなかったかというようなことも聞きますが、どうですか。そのようなことも聞いておりますよ。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

前教育長でございますか。

○議長（壇 康夫君）

教育委員長ですよ。（「失礼しました。教育委員長です」と呼ぶ者あり）教育委員長です。藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

私は、全くそういうふうには前教育委員長さんから伺っておりませんし、そういう意味じゃなくて、教育委員長としてもう長い間やっているから教育委員長をやめたいというふうにおっしゃったと聞いておりますけれども。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

やはり武士の情けというようなことでの文言だったかもしれませんよ、前教育委員長さんがですね。

私が聞くところによりますと、前教育委員長さん、それから各教育委員の皆さんから辞任するといった辞職の届けが提出された。そのことを預かりというような形で預かってあるというようなことも聞いておりますよ。

ですから、それは教育長さんがそのようなことで、前教育委員長さんが長年にわたり務めたので、疲れを感じて後任にもっとすばらしい方があるというようなことで現教育委員長さんにかわられたというようなことも、そのような理解でいいですよ。

しかし、このことはそうしたこともあったというような、あくまでも私が聞き及ぶところですから、そのようなこともうわさにあるということを心していただいて、全てに、教育部局での仕事に携わっていただきたい、このように思います。

そこで、教育長は当然のことながら三役の一角の重鎮を担う方ですよ。そのようなことですから、まず市長部局サイドとしての考え方、そうしたことも、あるいは議会で決したことによる進め方、そうした部分をしっかり発言いただき、そして指揮指導をやっていただきたい、そのように思っております。

それから、ちょっと余談になりますが、農地法の農振法ですよ、農業地域の振興、農業——どう言いますかね、農振法、農振法と私言いますが。これが本市では春、秋ですか、2回、協議会が開催されておるということを聞いておりますね。

そこで、農振法が見直しというようなことを聞いておりますが、既に春を終わらして秋ですよ、農地を取得しながらこの学校建設に向けた計画を進めていただくということになるわけですね。

ですから、先ほども教育長おっしゃるように、まず用地の取得に全力傾注するというようなことですが、まずそうした用地を取得するに当たって急いでいただかないと、この農振法

の見直し等々で1年ぐらいたまた延びるわけですね。そしたら、この計画が浮上した段階で入学された子供たちは卒業しますよ。大変遅くなります。そうしたことも加味しながらしっかりやっていたきたい、そのように思っております。

それから、子供たちが通う学校でございますが、本市にはみやま市立小学校及び中学校の通学区域を定める規則、そのようなことで各行政区ごとに指定されておると思っています。

しかし、児童・生徒の具体的な事情に関しまして、教育委員会が相当と認めるときは特例措置といたしまして区域外通学の手続を行う、そのようなことで距離が近い学校を選べるような弾力的な運用の方法があるというふうに思うわけですね。

そこで、教育長にお尋ねをいたしますけれども、この4校統合にかかわる説明会ですね、竹海小学校での統合説明会で竹海の児童は統合小学校卒業後、いわゆる中学へ進む場合、距離的に近い高田中学校へ希望すれば進学できるとの説明をされているというようなことを聞き及んでおります。

この高田中学校へ進学できる具体的な理由、そしてまた、保護者の皆さんにその条件をわかりやすく説明されたのか、その点をちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

ただいまの件は、各地域での説明会で質問が出た折に担当の課長のほうから答えさせていただいておりますので、課長のほうから具体的なものを答えさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

大津学校教育課長兼学校再編推進室長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

お答えをいたします。

昨年の5月に竹海小学校のほうに参りまして、特に竹海小学校の校区のほうからは、従前からですね、おととしの説明会の……（「ちょっと説明、大きい声でお願いします」と呼ぶ者あり）はい。計画案の説明会の段階から高田中学校には何で行けんのですかというふうな御質問もかなりいただいております。

そこで、去年の5月に最終的に申し上げた結論だけを申し上げますと、4校の統合小学校が山川のほうに開校した暁には、竹海小学校に在籍している児童については山川の新しい統

合小学校に通学をお願いしたい、これは大原則でございます。そして、竹海小学校が閉校する時期に卒業するお子さんについては、当然、竹海小学校の卒業生でございますので、高田中学校に進学をする、これも当然のことでございます。

そして、1年おくれた場合——おくれたといえますか、新しい小学校で6年生を迎えるお子さんについては、これはどうしても、基本的には山川の新しい統合小学校の進学先は山川中学校ということで定める予定でございましたので、山川中学校に進学をお願いしたい。ただし、山川中学校と比較をして高田中学校が近いお子さんについては、これは今でもそういった制度はございますけれども、高田中学校でもいいのではないかと。そして、暫定的な措置として、統合に向けた話し合いの経過として、例えば希望をすれば、もとの竹海校区のお子さんで希望があれば高田中学校にも——これは統合小学校を卒業しての話です。前提は統合小学校にまず就学をしていただくことが前提でございまして、統合小学校を卒業した後の進学先については、旧竹海校区のお子さんについては高田中学校も可能となるように教育委員会で諮ったらどうかということで、そういう御提案を差し上げております。

これはあくまでも統合に向けてのお願いをする段階でのやりとりでございますので、そういったことは可能だと。

それからもう1つは、こういった柔軟な対応については、平成9年に文部科学省のほうから……（発言する者あり）はい、よろしいですか。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、学校教育課長が説明されるように、いろいろとそうした竹海小学校の説明会ですから、保護者に対する説明会でされたと思います。しかし、同じような説明を内容はともかく、山川東部小学校、山川南部小学校、そしてまた飯江小学校の保護者にもしてあるはずですよ。

その中で、竹海小学校の保護者に対する説明会と同じようなことをされたのか。まず、一番心配するのは飯江小学校なんですよ。飯江小学校の保護者も高田中学校卒業生が非常に多い、そうした実情にあります。そのような同じような説明をされましたか、いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

大津学校教育課長兼学校再編推進室長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

同じような内容での説明ということではなくて、竹海小学校にはこういう説明をいたしましたということは、各PTAのほうには申し上げました。

そして、山川東部小学校、山川南部小学校についてはそういった要望がございませんでしたし、1年前に飯江小学校のほうからは、この進学先の中学校については一定の整理をするために私どもも何度かお邪魔をして、PTAの役員さんたちと過去の2年ほど暫定措置等もありましたので、そういった整理をいたしております。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

私の感じでは、誰もが希望すれば高田中学校へ進学できるといった理解をされていないんじゃないかなというふうな感じがするわけですね。

特に、山川東部小学校、山川南部小学校、飯江小学校での説明会では、率直に言って、そのようなことは聞いていないというような保護者の意見もあるわけですね。

そうすると、この説明不足に対する追及をされながら、今まで以上な、大変な混乱を招く事態が発生しないかというふうな危惧をするわけですが、どうですかね。その心配は必要ないですか。

○議長（壇 康夫君）

大津学校教育課長兼学校再編推進室長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

中学校の進学先につきましては、柔軟に対応するということは基本的に持っております。4校の統合だけではなくて、将来的には中学校の人数のバランスもございまして、そういったところは今から……（「そこをお尋ねします」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、学校教育課長から答弁いただいておりますが、このことについてまたちょっとお尋ねしますが、例えば、あくまでも例えばなんですけど、弾力的運用を開始されて、どうしても山川中学校ではなくして瀬高中学校、あるいは東山中学校というようなところで、それぞれの

学校で部活の非常に強い優秀な学校がありますよね。そうしたところを望むといいますか、全国大会へでも目指していきたいというような強い要望があった場合、これも弾力的運用をされますかね。教育長へお尋ねしますね。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

弾力的な運用というのは、あくまで法律、条例等にかなった範囲で行えるわけでございますので、それはその都度検討させていただきまして、弾力的な運用が可能かどうかというのを判断させていただきたいと、このように思っております。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

仮に、法律的な部分あたりを重視しながら、検討しながらやるというような御答弁です。

そうなった場合、少子化に伴う学校再編、いわゆる統合の基本であります。教育環境として中学校は、今現在も山川中学校に限らず、学年2クラス以上との基本が崩れるというようなことにもなるかと思うわけですね。そのようになればですよ。そのようなことについては、いかが考えられますか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

弾力的な運用をした結果、そのような人数の問題が生じるということまでは想定しておりません。そんな大量の異動というのはいないものと私ども思っておりますので。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

特に、教育長御案内のとおり、山川中学校の場合は、現在、飯江小学校の児童・生徒が山川中学校に就学しております。このようなことで、学年2クラスというのが維持されてあると思うんですね。

ですから、このようなことについて同じような質問になろうかと思いますが、1クラスに

ならないためのそうした統合校からの山川中学校へ就学というようなことが前提だと思えます。その辺、どのようにお考えですか。大量に欠員しないというようなことですね。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

もう再三申し上げますように、いわゆる想定できる範囲で私どもは考えておるわけでございまして、議員御質問のように、大量に1クラスにならないような異動があるという想定は私ども持っていないということでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

教育長ばかりにお尋ねしても、またちょっと部長とか教育委員長さんにもお尋ねしたいと思っております。時間もちょっと少のうございますので。

最後に、教育長は先ほどから私言っておりますとおり、三役の一角の1人でございますね。常に、正副市長とは日々密な連絡、そしてまた報告を行いながら、今回の4校統合校を初め、いろいろ全市内でそうした計画実現に向けた取り組みをしていただかにかんわいですね。

ですから、そのことについても絶対、この体制強化を図っていただくようお願いしておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

それから、きょうは本当に大変忙しい中、教育委員長さんにも出席をいただいております。

龍教育委員長さんにお尋ねをいたします。

龍先生は、教育委員として第1回みやま市議会定例会の同意第5号の教育委員の任命で、3月議会ですか、同意をされました。その後、本市の教育委員長に就任いただき、教育発展に大きな御尽力をいただいているところでございます。このことに対しましては、本席をかりまして心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、この4校統合小学校のことは御案内のとおり、答申に沿った中学校グラウンド内ではなく、これこそ残念なことだったと思えますが、小中一貫の4校統合でもなく、山川市民センター西側駐車場とその周辺の農地、住宅地を含め、その計画を進めてきたところでございます。

ところが、聞くところでは、教育委員長は何が何でも中学校グラウンド内での統合校建設

の実現に向けて全議員の理解を求めるべく説得して回るというふうなお話を市長にされたというようなことでございます。いかがですか、本当でしょうか。

○議長（壇 康夫君）

龍教育委員長。

○教育委員長（龍 祐之君）

私は、もう皆さん御存じかと思いますが、先ほどのお話にありました適正規模、適正地域ですね、こういう検討委員会の委員長をさせていただきました。

それで、その折にいろいろな小中一貫教育とか、それから、どういうふうな形で具体的に統合していくのか、それから、どういう年次計画でいくのかとか、そういうことも論議させていただいて、委員さん方の合意が得られたところであの答申を提言したわけでございます。

ですから、私はあの提言に示しておりますような趣旨で今までずっと発言をしてきたと認識しております。

ですから、議会なり市民の方々の全くの理解を得ないのに、または教育委員の中でそういう今おっしゃったようなことが理解していただけないのに、何が何でもという形で今申されたようなことを自分が決定する権限もございませんし、そういうことをやるべきだとも思っておりません。

ただ、私としては、あの答申を出したときの検討委員長として責任を持って出したわけでございますので、その趣旨に沿って具体的な考え方を述べているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

まさに龍教育委員長は、市の教育委員会委員長としてのトップでもありますね。教育畑一筋で、素晴らしい仕事をされた方だという職歴、そうしたことも見させていただいておりますが、今回の4校統合に関しては、やっぱり4校の児童・生徒が仲よく、そしてまた伸び伸びと育つ学校、そして、その教育環境の実現に向けた多くの課題がありますけれども、そうした努力をお願いしたいと思っております。いかがですかね。

○議長（壇 康夫君）

龍教育委員長。

○教育委員長（龍 祐之君）

この問題につきましては、将来のみやま市の子供たちをどういうふうに変成長させていくかという非常に大きな課題でございます。

教育は百年の計であるということもよく言われるわけでございますが、そういう面でもいろいろおこなっているというお話もありますけれども、今までの実情を考えますと、軽々に結論を出して突き進むというようなことは慎むべきではないかというふうにも思って、今、慎重に論議しておることございまして、私も教育委員長としては、いかにどういう環境を整えたときに子供たちの教育が本当に有効に成果を上げるのかということの方策を探っていきたいと考えております。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

教育委員長さんには、まことに私の一方的な質問で申しわけございませんが、時間の都合上、答弁を割愛させていただくというようなこと、一方的な質問になりますけれども、十分心して今後の教育業務に努めていただくようお願いしたいと思います。

現在、山川中学校は体育館、そしてまた武道場、プール、本校舎等々、ほかに絶対的に誇れる立派な学校をつくっていただいております。

このような立派な学校の建設に至るまでには、もう皆さんが御承知でございますが、先祖伝来より大変大事にされた土地を学校教育発展のためにならばというようなことで、まさに快く御協力をいただいた地権者の皆さんがあったからこそ、このような立派な学校が建設をされております。

そうしたことで、私も市民の一人として、また山川中学校の卒業生の一人として大変喜んでおるところでございますけれども、そもそもこの山川中学校の建設された意味、これですね、十分認識してあると思いますが、これは龍教育委員長さんが中学校内への統合を考えられておるといふようなことは十分理解できますが、これは今まで以上に子供たちが、それこそ伸び伸びと育っていく姿形を求めるための広大な面積を持った運動場というふうなことで、わざわざ北へ移動したわけです。そうした部分があることも御承知おきいただいております、このように思っております。

また、百歩我々が譲ったとしても、山川中学校グラウンド内で4校統合校の実現はできるのでしょうかというようなことですが、これは当然、市長が最終的には提案するわけですね。

これは、提案書も絶対可決できないですね。同じような案に対して可決できない、このように思っております。

そのようなことになれば、否決というようなことになれば不信任ですよ。誰が腹を切るのか、こうしたところまで至ってくると思っております。

教育委員長とされましては、ほかの教育委員さん方も一緒になられて、快く協議、決定できるような雰囲気づくり、そしてまた環境づくりをしていただきながら、地域住民、保護者、そして議会等の意見を十分に拝聴いただきながら、4校統合校への一日も早い実現に向けて御努力いただきたい、このように要望しておきたいと思っております。

それから、引き続きまして江崎教育部長にお尋ねいたします。

その前に確認をしておきたいと思っておりますが、江崎教育部長、決して怒らんで聞いてくださいよ。よろしいですか。

教育部長は、私の一般質問に対する答弁内容だっただろうと私勝手に思いますが、市長室へ行って、市長からいきなり、どうなっていますかといった意味の内容を尋ねられたというようなことでございます。

そのとき、なぜ私にだけそのようなことを言うのですかというような、一字一句の文言は定かではございませんけれども、市長に対し、大変激昂された様子で反論された光景を聞き及んでおるところでございます。本当でしょうか。もし本当だったとすれば、市長は今後は誰にも——誰にもというか、部長には聞かれんわけですね。誰に聞けばいいか、まず教育部所管部長の責任はいかがされるのか、そうしたことをお尋ねいたします。

余り時間がないので、簡単をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

一般質問の答弁書の検討の際に統合小学校の建設の問題をめぐって市長とやりとりがあったことは事実でございまして、ただ、そういう議論が今さっき話の焦点となっています報告、連絡、相談、この部分で大きく欠けていたというふうなことで私も反省しておりますし、そのことを現段階では市長と、今後とも教育委員会でいろいろ検討する事項も含めて、細かく報告、それから相談もさせていただきたいというふうなことで、改めておわびなり、そういうふうなことをさせていただいて了解いただいたところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

市長、承服されましたか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

けさ、江崎教育部長が参りまして、十分悪かったと、反省しますということで、今後は、今、江崎教育部長が答弁したようにお互いに連絡を密にして、一日も早い学校の再編をしたいということでございますので、私も了解しました。

大変、江崎教育部長というのは優秀な人で、私も非常に高く買っておりましたので、ちょっと失望したことはございますが、きょう謝られましたので、これで二人とも十分、仲がまたもとに戻ったということでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

市長もそのようにお話しされてありますし、非常にそのことに対する反省をされたというふうな部長の御答弁でございます。

今後は、まず大変難しい問題を抱えた中での教育部長として就任をいただいておりますよね。そのようなことが事実だったとしても、今後の本市の教育現場で徹底した指導をしていただく部長として大成をしていただくことを切望しておきたいと思います。

特に部長は、余談になりますが、瞬間湯沸かし器とかのようにぱっとならっしゃるですもんね、私よりも早う。だから、そのようなことがないように精通していただきたい、そのように思っております。

時間も大変少なくなりました。次の質問もございますが、また次回やらせていただきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。

○17番（牛嶋利三君） 続

はい。

それでは、最後になりましたけれども、計画の実現がやはり平成26年度開校というのが平成27年となり、現在もまだできないというようなところで白紙の状態でございます。

4校統合は、本市全体、そのような中での再編計画の第1段階であります。既に説明会等々も開催されておるように聞き及んでおりますが、第2段階を進める前に、このことは第1段階として実現していただかなければならない課題、問題であります。

したがいまして、複式学級の解消を急ぐことはもう言うべきことでもなく、もちろんのことでございますが、子供たちを初めとする地域住民、保護者、そのような本当に切ない声を傾聴しながら、児童・生徒の安全性を十分考慮していただき、統合校実現に向けた教育環境の整備に全力を傾注していただきますよう教育部局の皆さんへお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（壇 康夫君）

どうもお疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいりたいと思います。

続きまして、5番瀬口健君、一般質問を行ってください。

○5番（瀬口 健君）（登壇）

皆さんおはようございます。5番議員の瀬口でございます。議長の許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

今回は、市長のまちづくり姿勢についてとしまして、次の3点についてお伺いをいたします。

先般、初めて市民意向調査が行われたわけでございますが、それによりますと、みやま市は住みやすいと答えた人が82.5%、今後も住み続けたいと答えた人が78.6%となっており、多くの人がみやま市に愛着を持っておられるように思います。しかし、一方ではこの地を引っ越したいと思っている人が13.4%もいらしたというのに非常に驚いているところでござい

ます。これを踏まえ、市長の人口減少に歯どめをする政策、これを今後どのように展開していかれるのか、大いに期待したいものでございます。

意向調査では、これをもとに教育、福祉、防災等々、いろんな角度から調査をされておりますが、私はこの中から観光業についてお聞きしたいと思います。これが私の質問の第1点目になるわけでございますけれども、調査では、観光地の積極的なPR、これを望んでおられる人が71.8%となっております。この数字は、私は今のままではまだまだPRが足りません、強力にPRしてみやま市を全国に知らしめ、集客を図れということであろうと理解しておりますが、市長はどのように受けとめられ、どのようにPRを強化されるのか、具体的な施策をお聞きいたします。

2点目は、風疹対策についてでございます。

今、全国で大流行をしております風疹、テレビ報道では患者数は去年の37倍にも及んでいるということでございますが、妊娠中の人、特に妊娠初期の人が風疹にかかると胎児に悪影響を与えるという聞いております。今回の定例会に補正予算案として3,500千円を組み込んでありますが、この予算案の内容についてお聞きしたいと思います。

最後の3点目ですが、公民館浄化槽使用料の減免についてお聞きいたします。

先月の校区区長会の傍聴をした際、この件が論議され、6月1日より減免の措置がとられているところでございます。この件については改めて厚生常任委員会で説明を聞くということになっておりますが、私は私なりの思いがありますので、質問をさせていただくものでございます。このようになった経過、経緯等を詳しく説明していただきたいと思います。

以上、3点について御答弁をお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

瀬口議員さんの市長のまちづくり姿勢についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の観光業についてでございますが、みやま市内には、清水山や大楠林、ため池百選に選ばれた蒲池山ため池など豊かな自然、幸若舞や新開能などの貴重な伝統文化や全国でも数少ない天然樟脳や木蠟等の伝統産業など数多くの観光資源に恵まれています。

しかし、議員御指摘のとおり、平成24年度に実施しました市民意識調査の結果では、7割を超える方が積極的なPRが必要と答えられています。私も意識調査の結果のとおり、みや

ま市の知名度はまだ低いと思います。瀬高町、山川町、高田町が合併してみやま市が誕生したことを説明すると、市内の観光地などもわかっていただける現状でございます。

これまで、みやま市の観光資源のPRをみやま市観光協会などと連携を図りながら取り組んでまいりました。

具体的な事業といたしましては、市外では福岡市役所前や博多駅前、福岡空港などで開催されたイベントへの参加、出展をしております。市内では道の駅みやまの情報発信施設を活用したみやまの伝統工芸品であるきじ車の絵つけ体験、和ろうそくづくり体験、上庄大提灯の展示、そのほか市内でのイベントなど多くの機会を活用し、みやま市のPRを行いました。

また、テレビやラジオ番組への出演、福岡ウォーカーや、よかもん市場等の情報誌へみやま市の観光地やイベントの情報発信を行いました。みやま市内の魅力を経験する福岡都市圏からのバスツアーも行いました。

さらに、県内有数の観光地である柳川市を訪れている多くの観光客をみやま市内へ呼び込むために、柳川市及び大川市と共同で、3市の観光地やイベント情報を紹介する広域マップの作成、筑後市や柳川市などで構成する筑後七国商工観光推進協議会の県外宣伝事業などの取り組みを行いました。

また、本年度はみやま市内の観光資源を調査し、データベース化を行い、データベースを市のホームページで公開し、観光協会などと連携することで、観光客への情報提供のサービス向上を図ります。さらに、観光客に魅力的な情報を冊子にして情報発信を行います。

今後も引き続き多くの機会を利用し、みやま市の豊かな自然や伝統文化、特産品などの魅力ある観光資源のPRに取り組んでまいりたいと思います。

次に、2点目の風疹対策についてでございますが、議員御指摘のように、昨年から全国的に風疹患者の報告数が増加傾向にあり、平成24年は全国で2,353例、福岡県では41例の報告がっております。本年は6月2日現在、ことしに入って第22週現在となりますが、全国で8,507例、福岡県で157例となっております。そのうち、南筑後保健福祉環境事務所管内で10例報告され、過去5年間で最も多い報告数となっております。これまでの報告では、近畿地方や首都圏での報告が多く、患者の7割以上が男性で、そのうち20代から40代が8割を占めている状況でした。

風疹に対する免疫を持たない妊婦、特に妊娠初期の女性が風疹にかかると、赤ちゃんに生まれつき心臓に病気がある、あるいは耳が聞こえにくい、目が見えにくいなどの障害、先天

性風疹症候群が起こる可能性もあります。

御質問の補正予算の内容についてでございますが、瀬口議員の先日来の問題提起を参考に、風疹ワクチンの予防接種費用を助成することにより、先天性風疹症候群及び風疹の蔓延の予防を図り、市民の皆さんの健康増進に寄与することを目的として、早速、予算化を図ったものでございます。

対象者としては、19歳から51歳までの方で、妊娠を予定または希望している女性及びその配偶者と妊娠している女性の配偶者等が予防接種を受けた場合としております。

助成額は、予防接種費用のおおむね7割といたしており、風疹ワクチンについては5千円、麻疹・風疹混合ワクチンは7千円を助成し、生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は接種費用の自己負担の全額を助成する予定でございます。

助成の対象期間は、平成25年4月1日までにさかのぼって適用し、平成26年3月31日までを予定いたしております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3点目の公民館浄化槽使用料の減免についてでございますが、平成25年4月24日に開催されました全体区長会におきまして、公民館浄化槽使用料の区費に占める割合が高い、また、公益的な施設でもあり、減免できないかとの御要望をいただきました。

浄化槽使用料の減免につきましては、みやま市戸別浄化槽整備条例第12条で規定し、具体的理由として、同条例施行規則第8条第1項第1号において、災害を受け、支払いが困難と認められる者、または同条第2号において、公益上、または特別な理由があると認められる者につきましては、減免を行うことができる旨を規定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

補足ありますか。じゃ、どうぞ。

○市長（西原 親君）続

今回、御要望いただきました公民館の浄化槽使用料につきましては、公益的な施設であり、みやま市戸別浄化槽整備条例施行規則第8条第2号に該当するものであると判断いたしました。

減免の内容につきましては、近隣の自治体等を参考に検討させていただいた結果、減免率を50%と決定し、みやま市戸別浄化槽使用料の減免基準に関する要綱を制定させていただいたものでございます。

以上が公民館浄化槽使用料の減免を定めた経緯でございます。御理解のほどよろしくお願
いいたします。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

1 点目の観光業についてお伺いをしますが、まず、市民の意向調査があったわけですが、ここで市長の意向調査をちょっとしたいと思うんですけれども、観光業はこのみや
ま市にとって非常に重要かという考えをちょっと市長、その原則的なところですね、それ
をお聞きしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

観光業が重要かどうかということをお聞きになっておりますが、私は最も重要なのは観光
業によって経済が潤うかどうか、地域経済が活発化するかどうかということが一番問題であ
って、ただ人が来て散らかして帰ると、それはどんなに人が来ても、ただ散らかして帰る。
だから、有名になるのは知名度は広がるかもしれませんが、それだけでは余り意味がない
と思います。やはり観光業が活発になって、それに浴して地域経済が活発化しなければいけ
ないのではないかと思います。

そういった意味で、今、観光業を進めても、必ずしも地域経済と一緒に地域経済が
発展するというような状況ではございませんので、観光名所のところにそういったお土産屋
さんとか、あるいはお金が入ってくるような施策をしなければ、観光業だけでは私はだめだ
と思います。もちろん観光業はそういった意味では非常に重要でございますので、両面一緒
になって発展するような施策を考えなければ余り意味がないのではないかと、このように思
うところでございます。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

これはまた後で言おうかと思ったんですが、観光業とか、いろんな業、これは最終的に今
おっしゃるように、この種の経済発展等、これを目的としての手段の一つが観光業でござい

ますので、そういう点から申し上げて、市長が余り観光業だけではつまらんよというような意見を言われますと、市民の意向調査、これ71.8%だったですかね、こういう方たちが、それなら何を望んでおられるかというようなこと、最初に戻らにゃいかんわけでございますけれども、今おっしゃったように、観光業だけではなく、それに伴ってこの種の経済発展を、相乗効果を狙わにゃいかんというのはもう十分わかるんですが、その手段として観光業ということについてお聞きをしよるわけですが、その観光業については幾つか手段があるわけですが、観光業というのはその割合的にはどうかと、どういうふうな使命を持っておるかというのを今市長にお伺いしよるわけでございます。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

このみやま市というのは、御案内のとおり、農業と漁業を中心として発達した、そしてまた、あるいは地場産業を中心として発達してきたまちでございます。観光業と申しますと、なかなか清水一帯が観光資源豊かなところでございますし、あるいは矢部川、それから中ノ島公園、そういったところも観光資源に恵まれておりますし、もちろん鉱泉もそうでございます。あるいは高田町に行けば濃施山公園がございますし、山川町に行けばお牧山もあるということで、そういったものをできるだけPRしなければ、観光業というのはなかなか難しいのではないかと思います。

ただ、みやま市は今行っております花火大会とか、あるいはぼたん園とか、あるいは幸若舞とか、あるいは新開能とか、そういったところにはたくさんの人たちが来ているわけですが、それが単発的に終わっているということが非常に残念なことで、柳川市みたいに1年中、川下りがあったり、あるいは1年中、観光客が訪れると、そういった施策を今後は考えなければ、本当の観光地としての発展は難しいのではないかと。

それで、71%の方が観光を望んでおられるということでございますが、恐らくその中には観光業と一緒に経済が活性化するというをやっぱりちゃんと考えてやっていらっしゃるんじゃないかと思います。ただ観光だけが伸びるんじゃなくて、観光が伸びれば経済も一緒に伸びるんだという思いがその71%の方には含まれているのではないかと思いますので、そのような施策をしなければいけない。今のままでは観光をどんなにしても、それを受ける受け皿がないものですから、経済的な効果というものが非常に少ないものですから、そこを私

は経済効果があるようなことをやっぱり考えていかなければいけないのではないかと、こう申し上げているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

皆さん、当然、今おっしゃったように、相乗効果を考えての71.8%だというふうに思っております。それで、まだPRが足りませんよと、そういうことをおっしゃっているんじゃないかなというふうに思っております。

答弁を聞いていますと、一口に言えば、今までいろんなイベント、それから近隣諸国との宣伝事業、そういった今までどおりのことに肉づけをして、観光協会とタイアップをしながらPRに努めると、一口に言えばそういうことだろうと理解をしたんですが、そういうことでございますかね。

そしたら、私のほうから幾つか質問をさせていただきますが、今、観光協会、これは観光ガイドさんが非常に少なくて困っていらっしゃるということで、この地の史跡、観光資源、そういったところを御案内する観光ガイドさん、これが今3名しかいらっしゃらないということでございます。観光協会と一緒に、連帯をしながらという言葉でしたかね、連動という言葉でございますが、そういうことでございましたら、ガイドさんの件については協会のほうに全て任せるんじゃなくて、市のほうも、それに当然観光業というのは、今さっきから言われますように市の活性化を図る施策の一つでございますので、市のほうもひとつこ入れをして、一緒になって観光ガイドさんを募集する必要があるんじゃないかと。いろんな手段を用いて探すべきであるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

私も歴史講座に出席をした際、皆さんにお願いをしたところ、皆さんからはしっかりやってくれんかというようなエールをいただいたということもございますんですが、一緒になってガイドを探すというようなことで、市長さん、これいかがでしょうかね。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

まさにおっしゃるとおりに、観光ガイド、あるいはふやしたり、あるいは地元から出ておられる有名人といえますか、そういった方を観光大使に任命してやるという方法もあると思

いますので、十分観光ガイド、あるいは観光大使、そういったことを今後検討してやりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いします。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

そこで、観光ガイドさんがそろったとしましても、観光ガイドさんが観光地を案内していくということで想像をしましたとしても、今、このみやま市の中にはまだまだ旧3町の名前で看板が立っているというのが非常に多いんですね。これは以前にも私は指摘したんですけども、一向に改善はされていないと。そうなりますと、せっかくのガイドさんもみやま市ということでガイドをしてある中で各3町の名前が入るとということになりますと、もうやる気がないんじゃないかなというふうに思うんですが、ここにいい例があるんですね。

この「みやま浪漫」ということで非常にすばらしいガイドブックでございますが、これをめくっていきますと、各3町の歴史ロマンが書いてあります。写真が載っておるわけでございますが、この中に山川の歴史ロマン、これ課長さん持ってきてありますかね。この中に真弓広有公の供養塔として、この写真がここに載っておるわけですね。この写真に、山川町指定文化財というのがはっきりとここに写るとるんですよ。これは非常に広く配布をしてあるわけですよ、このガイドブック。こういう中で、今さっきからちょっと触れておりますが、観光ですね、活性化の一つの手段として観光事業をやっているという中で、先ほども市長答弁がありましたように、広く皆さんに知らしめにやいかんと、まだ知名度が非常に低いという中で、こういったパンフレットを配布して、これをめくってみて、この真弓広有公の供養塔、ここに解説が少し書いてありますが、その横の写真には山川町指定文化財というのがはっきりと見えるわけでございますね。

今持ってきてあったら、10ページを開いていただければいいと思いますが、こういうところをやかましく言うわけじゃございませんが、もう数年前からこういうことがみやま市になってから非常に多いんですよ。観光地、あるいは史跡で、まだまだ旧3町の名前で看板等が立っておるところが非常に多いということを申し上げておるわけでございます。

意向調査の中でも、標識、看板等をはっきりわかるようなものやってくれんかというのも、7割以上の方がそういうふうにおっしゃっているんですね。そういう中で、こういうパンフレットが対外的に広く配布されているというのは非常に残念でたまらない。こういうこ

とがみやま市の観光事業に熱をどれくらい入れているかという本気度合いといえますか、そういうのをうかがわれるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

ところで、市民の意向調査、もちろん積極的なPRをとの要望でございますが、今の答弁を見ますと具体的な案がないようでございますので、私のほうから少し提案をさせていただきたいと思うんですが、もう時間がございませんので単刀直入に申し上げますが、邪馬台国卑弥呼の墓ですね、このガイドブックにもこれは載っておるわけでございますが、これのPRをしたらどうでしょうかということでございます。

平家伝説のイベントはある程度成功しておるですね。御存じのとおり、関東のほうからも来ていただいているというようなことで、これは一過性のものだというような話もあるんですが、イベントをせろということじゃなくて、卑弥呼の墓については、御存じのとおり、畿内説、九州説、いろんな説があるんですが、近くは朝倉の説も出ておるわけでございます。

珍しい古墳等が出土しますと、皆さん方、これ幸いに観光資源になるということで一気に手を挙げてPRをしていただいておりますと、そういう状況にあるんです。これは決定的な物証がないから、ちょっと珍しいものが出土したら、これは卑弥呼じゃないかなということで皆さん方、これ幸いに手を挙げていらっしゃるというのが現状でございます。

だから、みやま市はいいんですね。卑弥呼の墓らしいという権現塚古墳、あるいはそれに関連する車塚古墳、これがあるわけでございますので、手を挙げて、邪馬台国卑弥呼の墓ではないかと言われておりますということで、この歴史ロマンにも書いてありますように、これを大々的にPRすると。権現塚古墳、あるいは車塚古墳、この一帯を整備して、卑弥呼の墓はここですよと強烈にPRしたらどうでしょうかと私は思っておるわけでございます。

卑弥呼の墓のありかは歴史のロマン中のロマンであり、これは非常に興味をそそる一つの材料ではないかなというふうに思うわけでございますが、集客は間違いないと私は思っておるわけでございますが、この件について市長はいかがな御意見をお持ちかということをお聞きいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

大変いい御提言をいただきましてありがとうございます。

この卑弥呼の伝説というのは全国40カ所ぐらいあるということで、特に吉野ヶ里が出てき

ましてから、最初、私たちが高校時代は畿内説と、この大和説の2つが非常に有力で、教科書にまで載っておったんですが、最近の教科書は読んだことございませんけど、なかなかです、これは新井白石が最初に大和だということと言ったそうでございますので、もう一遍、何とかここも頑張って、いやここだと、あくまでもこの大和だということを主張するということが極めて重要なことではないかと思っておりますので、十分、きょうの瀬口議員さんの提言を受けてやらせていただきたいと思いますので、ぜひ御協力をお願いいたしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

ここでやりますよというようなお答えは余り期待をしとらんわけございまして、将来、これが十分に活用できるかというようなことを内部で検討されまして、よければ非常に歴史家のロマンをそそる一つの資料でございますので、ぜひともいい方向で検討していただきたいというふうに思います。

それから、先ほどもみやま市は非常に知名度が低いというようなことを言われておりますが、全国にみやま市の名前を短期間のうちに知らしめると同時に観光客を呼び寄せる、この策として、ひとつ清水の山並みに「みやま」という文字を入れたらどうかというふうに私は提案をしたい。これは以前にも委員会か何かで私さらっと申し上げたわけでございますけれども、本当はみやま市の桜の花が、あの青い地肌に桜が咲いてピンク色の花で、春には「みやま」という字が浮かび上がってくるというようなことを思い浮かべたわけでございますけれども、非常に難しいところもあるようでございますので、看板でもいいと思うんですね。映画界のハリウッドを思い出していただければ結構だと思うんですが、あそこにも大きく「ハリウッド」と看板があります。清水の山に「みやま」という看板を立てることによって、JRのローカル線、新幹線、あるいは国道、それから高速道路、はっきりと見えるわけですね。こういったことになりましたと、マスメディアは必ずこれは取り上げるということで全国に放送があつて、短期間の中で全国津々浦々までみやま市という知名度が短期間に知れ渡るというようなことになろうかと、私はそう思っております。

やりがいがある一つの御提案ではないかなというふうに思っておりますが、この件についても市長はいかがでございましょうか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

大変結構なことだと思います。看板ではなくて、夜でも見えるように、ネオンか何かで「みやま」とするのもどんなですかね。そしたら、ずっと夜でも車が通るたびに visible から、そういったことも検討しましょう。地元でまぶしいとか、いろいろまた苦情が出るかもしれませんが、やわらかな光で「みやま」というようなことでできればいいんじゃないかと思いますが、これもひとつ地元との、ある種、清水山の清水寺の住職さんもいらっしゃいますので、そういったことができるかどうか、十分打ち合わせて検討してまいりたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

十分ですね、これは京都で言えば大文字焼きとか、いろいろありますが、それによって京都というのがあの映像を見ただけで、言葉は要らずに、ああ、これは京都だなというのがわかるわけでごさいます、今、鹿児島新幹線を利用した鹿児島への客というのは非常に多くごさいます、そういう中から「みやま」というのがわかれば、ああ、ここはみやま市かというのが、これは絶対一度見た人は忘れることがないだろうというふうに思っております。

これまた、いい方向でみやま市の知名度を一気に全国に知らしめるということで、ぜひ前向きに検討をしていただきたいというふうに思っておるわけでごさいます。

それから、先ほど観光大使の話が市長のほうからも出たんですが、これはひとつできるだけ検討委員会か何かつくっていただいて、観光大使を決めていただいて、その方たちから広くみやま市を宣伝してもらいたいと、こういうことも非常にいいんじゃないかなと。市長、前もって言われましたので、もう答弁はお聞きしませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

3 問、私やらなきやいけませんので、時間の都合もありますので、観光についてはこれで終わりたいと思います。

次は、風疹対策についてお伺いをいたします。

この風疹対策は、松藤部長と以前から話を聞いて、補正予算でも上げんと、これ私、一般質問でも言いますよというようなことでいろいろ話をやっていたんですが、部長のほうに気

をきかせてかなんか知らんけど、先ほどの答弁書にもあったように、何ですか、私の何のかんのと書いてあったですね。それはどうでもいいですけど、気をきかせて補正予算化を計上してあるというようなことをございまして、非常にありがたく思っているわけをございます。市長にもほかの市に先んじて対応していただいたことにお礼を申し上げたいというふうに思っております。

そこで、19歳から51歳という、そういった補助対象者については異論はございませんけれども、7割の補助となっております。先ほどの答弁では5千円と7千円ですかね、こういうことになっておりますが、また改めて聞きますけど、1回の予防接種、これは大体幾らぐらいかかるんでしょうか、一応教えてください。

○議長（壇 康夫君）

松藤市民生活部長。

○市民生活部長（松藤泰大君）

お答えをいたします。

医師会と昨年、ことしと予防接種の委託契約を結んでおります契約書によりますと、麻疹・風疹、これは混合ワクチンでございますけれども、10,710円と、それから、風疹の単独ワクチンが7,308円というふうになっております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

簡単に申し上げますと、それで7割の補助をやりますと、風疹ワクチンで5千円の補助、麻疹・風疹混合ワクチンについては7千円の補助ということになるわけですね。

今、申し上げますと、一万幾らと7千円やったですかね、一万幾らと……（発言する者あり）

○議長（壇 康夫君）

松藤市民生活部長。

○市民生活部長（松藤泰大君）

10,710円と7,308円です。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

これだと、手出しが二千幾らと三千幾らになりますかね。手出しが多ければ、受けない人がまた多く出るんじゃないかなというふうに思うわけですが、風疹の予防はワクチン接種以外には今はないと言われておるわけですが、手出しが多ければ、少し受けない人も出るんじゃないかなというふうに思っておりますが、こういった呼びかけですね、こういったことを今後市としてはどういうふうな手だてを考えてあるのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（壇 康夫君）

松藤市民生活部長。

○市民生活部長（松藤泰大君）

この補正予算の議決をいただきましたならば、まず、広報紙とホームページ、広報紙は7月15日号ぐらいになるのかなと考えておりますけれども、広報活動を行っていきたいと考えております。

以上です。（発言する者あり）7月15日号の計画で今のところちょっと進んでおるところでございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

7月15日号ではちょっと遅いんじゃないかなというふうに思うわけですね。これが、風疹での感染率が非常に高いのが春から初夏にかけてじゃなかったですかね。多分私はそういうふうに記憶をしておるんですが、それが正しかったら、7月15日号の広報紙で知らせるといふのはちょっと時期的に遅いんじゃないかなというふうに思うんですがね。

○議長（壇 康夫君）

松藤市民生活部長。

○市民生活部長（松藤泰大君）

助成につきましては、4月にさかのぼって領収書等の提出をいただいて助成することになりますので、時期的な問題は広報が若干おくれでも、その後、補助金の申請はできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

昨日のテレビで、きょうの朝早くもテレビで言っておったんですが、この答弁書とはちょっと数字が違うんですけども、私が聞いたほうが正しいんじゃないかなと。きのうきょうのテレビでの報道でございますので、これでは全国で8,507例ですね。これがもう現在では1万人を超しているというようなことになっているわけですね。それから、福岡県でも157例というふうに答弁になっておりますが、テレビ報道では168例というふうになっております。いずれにしても、全国の患者数、あるいは福岡県内の患者数、これは昨年と比べてもう今のこの段階で4倍以上だと、患者数はですね、そういうふうになっておるわけでございます。

それで、ぜひともワクチンの接種には、これを受けていただくように、市のほうも工夫をして市民へ知らせていただきたいというふうに思っております。

また、この少子化の中にありながら、出生率がわずかですが、上向きであります。そういう今日、安心して子供を産めるような環境をつくってやらねばならないと、これは行政の責務であるというふうに私は思っております。しかし、風疹はくしゃみでもうつると言われております。ですから、みやま市だけが予防接種をしても、人の動き等々を考えれば、予防率の低下が非常に心配されるということでございますので、ぜひともみやま市から近隣自治体、これは近隣自治体では筑後市がやっているようでございますが、ほかの自治体の話はまだ聞いておりませんので、近隣自治体にもぜひ働きかけをこのみやま市から、市長からしていただきたいなど。これは人間の流動を考えますと、みやま市だけで接種をしても、これは完全ではないと。1回の接種でも9割の方に抗体ができると、あと1割はわかりませんということでございますので、そういうふうにして、先ほども言いましたように、ほかの市に先んじてこのみやま市が取り組んでありますので、非常にいいことだということから、風疹の予防、これに近隣市への働きかけをみやま市長みずからしていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ただいま瀬口議員さんから指摘を受けましたんですけど、何か大牟田市議会でもみやま市がこういうことをやったから大牟田市でもぜひやろうということで何か議会で話があったということを知っておりますし、柳川もそういうことをございますので、一応連絡をしまして、どんなふうになっているか、もし、まだしていなかったら、ひとつぜひお願いしますということで申し入れをしようと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思ひます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

やはり近隣市の中でも先んじてこういうことをやれば、これはぜひ必要なことをございますので、ほかの市もやってくれると、そう考えてくれるということをお聞きしまして、非常に力強く思っております。これに輪をかけて、ひとつ市長のほうからも働きかけをぜひお願いしたいということです。

以上で、補正予算の中でも組んでありますので、これについてはまたいろいろほかの議員さんからもあろうかと思ひますので、風疹についてはこれで終わりたいと思ひます。

最後に、公民館浄化槽使用料の減免についてということをお聞きをいたします。

この件については、非常に言い回しが難しゅうございまして、なかなか私たちもスムーズに理解できない点もございまして、この質問もちぐはぐになろうかと思ひわけございまして、その点については御了解をいただいております。

まずお聞きしますけど、この答弁書を見ると、公民館の浄化槽の使用料が減免率50%ということで決定をしたということを書いてあるわけございまして。

それで、お聞きしますが、この対象になる公民館数は幾つございましょうか。

○議長（壇 康夫君）

加藤上下水道課長。

○上下水道課長（加藤康志君）

お答えいたします。

この浄化槽の減免によります対象公民館数につきましては、7公民館、7つの浄化槽ということになっております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

7つの公民館、7公民館ということですね。それで、この公民館という定義に当てはまる公民館数はみやま市では全部で幾つぐらいあるんですか、お聞きいたします。

○議長（壇 康夫君）

加藤上下水道課長。

○上下水道課長（加藤康志君）

お答えいたします。

類似公民館の設置数ということで、これはあくまでもおおむねの数でございます。全てを把握はできておりませんが、おおむね190戸はあるということになります。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

はい、ありがとうございます。190の公民館がある中で7公民館だけの使用料の減免と、こういうことなのですが、先ほどの答弁を聞いて経緯等はわかったんですけども、先月の校区区長会長会では、今言われた190のうちの7カ所の公民館の浄化槽使用料の減免、これ50%ですね、ここに答弁がありますが、50%。それと、もう1つは災害時における戸別の浄化槽使用料の減免、この2つが論議された。そして、災害時の浄化槽の使用料減免はまともならなかった。だから、これは棚上げされた。そして、190あるうちの7カ所の公民館の減免だけがその場で決まって現在に至っているということで理解していいですか、間違いないですか。

○議長（壇 康夫君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

間違いありません。ただ、全体的な部分からいうと、合併浄化槽、市町村型ですけれども、市町村型については啓蒙でどんどんつくっていくという考えの中で、これはあと190戸ありますけれども、全部が浄化槽を設置しているわけではありませんので、どのくらいの浄化槽

があるのかはまだ把握はいたしておりません。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

私が聞いた分だけしゃべっていただければ結構でございますので。

災害時の災害、これは規則の中でどういうものが災害かということのをうたってあるわけですが、災害を受けられた家の減免について、これは話がまとまらずに棚上げとなつたと。そして、190ある中の7カ所の公民館の浄化槽使用料の減免だけが早く決まったと。災害時の浄化槽使用料の減免のその場で決まらなかった理由としては何が上げられますか、お答えいただけますか。

○議長（壇 康夫君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

今の質問ですけれども、現時点で災害が適用される浄化槽はなかったということで判断しております。それで、規則の中で合併浄化槽の災害時の浄化槽の半減等は、公民館等の浄化槽の今度50%の減免ということになっておりますけれども、災害についてはその時点で検討していきたいというふうに考えています。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

ちょっとようわからんところがあったんですが、適用される浄化槽がなかったから話がまとまらなかったと、そういうことですか。

○議長（壇 康夫君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

今現在で、昨年、災害があったんですけれども、そこではありませんでしたということで、発生した時点で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

規則等を見ますと、事細かくは書いていないですね。非常にわかりにくいと。ですから、私にすれば、幾つかの災害が規則に書いてありますが、これの整理をなぜせんのですかということですね。暴風雨、洪水、地震、火災その他の災害を受けと、支払いが困難と認められるものですね。これだけでどれくらいの人がどういうふうに判断するかというのは非常にわからんと。それで、今さっきおっしゃったように、逃げ道として、その都度判断をしますというふうにししか聞こえんのですよ。基準がないから、その都度判断をしますというふうにししか聞こえません。どうですかね。

○議長（壇 康夫君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

災害が昨年ありました。大きな災害がですね。このような災害であるのか、将来的にどのような災害が起きるのかという事実もわかりませんので、その時点で早急に検討していくというような考えを一応持っているところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

この条例ですけど、合併して平成19年にこれは施行されておるわけですね。今までこれを適用されたことは私はないと聞いておるわけございまして、急にこういう話が出てきたということで、区長さんたちとの話の中で、私も聞いておったんですが、区長さんたちがいろいろおっしゃると。その中での課長の答え方もいろいろあったんでしょうけれども、区長さんたちが非常に理解されなかったというのもあろうかと思うんですが、その理解がされなかった理由を私はお尋ねしとるんですが——理解をされなかったんですよ。ただ適用される浄化槽がありませんと言うだけで、いろいろごちゃごちゃあそこでなったわけじゃないと私は思っておるんですが、どうですかね。

○議長（壇 康夫君）

加藤上下水道課長。

○上下水道課長（加藤康志君）

区長会の中での私の発言等が区長様のほうに十分理解をしていただけなかった分は、私のちゃんとした説明ができなかった分もございますかと思えます。

その中で、先ほどの災害の件でございますけれども、実際、九州北部豪雨等での災害が起こったわけなんですけれども、じゃ、将来的にどのような災害が起こるかわからないという中で、そういう発生した段階で具体的な減免率、あるいは減免期間を決定していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

ちょっと話がかみ合わないようでございます、そしたら、区長さんたちの理解が得られなかった。これは再度整理をし直して、区長会のほうに説明をされるんですか。それとも、いえ、規則でこういうことになっておりますからということでこのまま続行するんですか、どうですか。

○議長（壇 康夫君）

加藤上下水道課長。

○上下水道課長（加藤康志君）

ちょっと日にちは忘れましたが、校区区長会が17日ですかね、開催された中で、再度御説明申し上げまして、この公民館の減免については御理解をいただいたというふうに思っているところです。

災害については、今後具体的に検討するというふうにはしているところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

時間がございませぬので、私がなぜこういうことを言うかということ、要するに災害時の家庭への戸別の浄化槽使用料、これを棚上げされて、190ある公民館の中の7つの公民館の減免を優先したと。今申し上げましたように、部長も言ったように、昨年の激甚災害にも適用

されない。こういうふうな浄化槽の施行規則ですね。こういうふうなもので、これをさておいて、190ある中の7つの公民館を優先して減免、50%をやると。私はこういった災害者の方たちを犠牲にしてまで7つだけの公民館の減免を優先するというに非常に違和感を持っているということです。

一議員として申し上げれば、災害による弱者の救済を最優先すべきと私は強く思うわけですので、今の災害を受けた方への浄化槽使用料の減免等については、早く基準整理をして、そして、これが適用されるように、その都度その都度じゃなくて、基準を早くつくっていただきたいと、こちらを優先していただきたいというのが私の申し上げたいところでございます。

190のうちの7戸を減免すると、そういう金があったら、ワクチンのほうに回していただきたいというのが私の言い分でございます。災害者救済をまず優先しなさいよと。そして、それによって公民館等の使用料もそしたら減免しましょうと、こういう理由があるならですよ、公益上のとか、これに乗じて何でもかんでも公益上だということを理由に申し上げてくれば、何でも通ってしまうというような規則の決め方も少しおかしいと私は思うわけですが、それはともかくとして、私が言いたいのは、先ほどから何遍も言いよりますが、190ある中の7戸の公民館の浄化槽使用料の減免、半額減免を優先して、災害を受けられた方のお宅の浄化槽の使用料の減免を棚上げされているということに対して、非常に私は腹立たしく思っているということでございます。一刻も早く、私はその災害を受けられた方たちにこういう減免の措置ができるような整理をしていただく。それまではこの公民館浄化槽の減免は控えるべきだと。先ほどから言いますように、災害を受けられた方をなぜ優先しないかと、私はこう思っておりますが、市長、いかがでございますか。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり、今回の7つの公民館に対する減免につきましては理解されていない部分もございますので、まず1点は、区長会に対して再度説明をするということをお約束させていただきたいと思います。

それから、御指摘のとおり、減免の基準等が曖昧だということも理解をいたしますので、

条例、規則を含めまして見直す点は見直して、きちんと明確にしたいと、そのように考えておりますので、お時間をちょっといただきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

20秒しかございません。再度説明するという事は、一時、公民館浄化槽の件は中断をして、そして、災害者優先のために整理を図った中で同時に進行するという事で考えていいんですか。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

ただいま部長が申しあげましたように、昨年の激甚災害のときは、災害者としてその減免の対象がなかったということでお答えをしたと思っております。

○議長（壇 康夫君）

じゃ、最後に一言だけ。

○5 番（瀬口 健君）

だから、激甚災害においても適用されなかったからおかしいんじゃないかというようなことを言っておりますよね。ですから、そういうふうな整理をなさいと。その上で災害者にそういう方たちを優先して救済をしてくださいよと。それ以前に財政が圧迫するから、ただ単純なことを優先して災害の方を棚上げしてしまったのかというのが私の言い分でございます。ですから、何度も申しますように、災害者の救済を最優先なさいと、それまでは公民館の浄化槽の減免は控えるべきだということを私は強く申し上げたいということです。

○議長（壇 康夫君）

時間ですけど、高野副市長がどうしても答えたいということで許可します。

○副市長（高野道生君）

その点を踏まえまして、ぜひ基準、それから、条例、規則等について見直しをしてまいりますということをお約束させていただきたいと思っております。御理解よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

じゃ、これにて瀬口健君の一般質問を終わります。

ちょっとここでお諮りしたいと思いますけど、このまんま続行してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

はい。

それでは、続いて2番野田力君、一般質問をお願いいたします。

○2番（野田 力君）（登壇）

皆さんこんにちは。私は2番の野田力でございます。議長のお許しを得まして質問をさせていただきます。と思っております。

質問のことにつきましては、人口減少問題についてでございます。

厚生労働省は先般3月27日に、30年後におきます日本の総人口の推計を発表いたしました。その予測では、2010年と比較しまして16.2%減少して1億700万人と見込んでおります。確かに昨今の出生率の低下ということで、御存じのとおり、ある程度予想されたことではありますが、余りにも大きな数字で落胆せざるを得ません。

その中で、我が福岡県は13.7%の低下でありますので、全国平均よりも2.5ポイント上回りの減少の緩和がうかがえます。全国よりも低いわけでございます。

しかしながら、私たちのみやま市を見ておりますと、人口が何と2万5,824人に推定され、およそ1万5,000人が減ることになり、減少率では36.6%落ち込みます。福岡県の県内の市の中で2番目に激減するわけでございます。そして、それに加えて、高齢化率も何と40%を超す見込みとのことでもあります。

ここで、人口減少が市行政に与える影響につきまして考えてみたいと思っておりますが、まず、市民1人当たりの年間所得は大体2,200千円余でございますので、1万5,000人分として計算いたしましたらば、みやま市として330億円の所得が落ち込みます。地域経済の規模が本当に一段と縮小いたすわけでございます。

経済のパイがこのように縮小し、所得額の減少と相まって、莫大なる市民税の減少も生じるでありましょう。あわせて、みやま市の貴重かつ根幹となります多大なる財源であります、御承知のとおり地方交付税の減少も避けて通れません。

現行の算定で申し上げますと、地方交付税の財政需要額に人口1人当たり、およそ75千円

が見込まれていますので、1万5,000人分といたしますと、11億円が減額されることになるわけでございます。

片や、財政の需要額は、社会の進展に伴って本当に増嵩はするけれども、なかなかこれを縮小させることは極めて困難なものであります。今後とも、さらに少子・高齢化が進んでまいりますので、どうしても現役世代や次世代の若者の皆さんに御負担を増加せざるを得ないじゃなからうかと心配するわけでございます。市民の負担が現役世代や、ひいては次代を担う若者の皆さんにますます重くのしかかるような行財政の運営は、健全性を危うくし、弱体の方向に向かうものと言っても過言ではないでしょう。

このように人口の減少は、みやま市の地域経済に甚大な影響をもたらすことはもとよりでございますが、市財政の根幹を揺るがすものでございます。

人口減少の歯どめを含めた定住対策につきましては、西原市長が陣頭に立ち柳川市、大牟田市の3市の共同戦線を張って定住圏構想の中でしっかり連携し合って、情報交換やさらには競合的な政策の立案などを講じて、重点施策に位置づけて真剣に取り組まれていることは、私も十二分に了知いたしているところでございます。減少の予測が余りにも厳しいものでございますので、さらなる施策の強化を行うべきものではないかと考えるに至った次第です。

このようなことから、みやま市の人口の動態につきまして、ここで再度、市内人口の動きを申し上げたいと思います。そして、御検討いただきたいのでございます。

みやま市の資料によりますと、概要を申し上げますと、出生者が年間250人前後でございます。死亡者はそれの、お亡くなりになる方は2倍強の方が亡くなられております。

また、みやま市への転入につきましては年間900人前後でございます。そして、転出される方は1.2倍の転出者が生じておりますので、転出の超過と言えることではないでしょうか。

つまりは双方の減少項目を合わせますと、年間500人の方が人口の減少でありますので、当然ながら30年たちましたら、先ほど1万5,000人を申し上げておりましたが、ちょうどそれに相なるわけでございます。

このことは、現状の傾向に沿った推計の数字でありますので、その現状状態のファクターを変更させれば、当然ながら大きく変化いたすのも必要でございます。どうしても前向きなファクターに改善し、人口減少の傾向を緩和する方向にしなければならないものと痛感いたす次第です。

ところで、足元を見てみますと、みやま市内の人口動態を行政区ごとに吟味いたしますと、

平成20年度末と平成24年度末時点での人口の比較では、全般的にどこの区でも減少いたしておりますが、149行政区の中で、公営住宅建設の関係は除いても11区の行政区において人口の増加が生じております。また、11行政区の増加率は、平均いたしますと107.9%、約8%ぐらい伸びておるんですよ。ここには、大変注目すべき数値じゃなかろうかと思っております。

さらに、その増加の行政区は旧町の中心市街地区域で、やはり交通や生活の利便性等が高いところをごさいますて、しかも、県内からはもとより、県外からも転入者がおります。人口の歯どめ策に対する大切な鍵が、ここに潜んでいるのではなかろうかと思えます。

ところで、人口の減少の歯どめの一般的な対策としましては、皆様御承知のとおり、ともかく若い婚姻者のカップルが多く誕生してお子さんをぜひとも二、三人以上お育ていただき、そして、お勤めの方は市内からの御通勤をぜひお願いいたしたいということが、皆さんたち共通のことだろうと思えます。

さらに重要なことは、市外にお住まいの方々に、異動の際には快適な社会環境と交通のインフラが整備されているこの私たちのみやま市に多くの方から転入いただき、そして末永く永住いただくことだと思えます。

このような観点に立たれ、みやま市行政当局としましては、本年度の施政方針の第9番目のビジョンといたしまして、人口の歯どめをかけるまちづくりを具体的にお示しいただき、次のような事業予算を計上され、実施展開されているところであります。

その概要をかいつまんで申し上げますと、1つ目は、住環境の整備促進上からの市営住宅のストック総合活用に基づく推進をしていくということ、それから2つ目には、子育てや新婚世帯への家賃の助成制度を創設し、安心して子供を産み育てるために支援強化を図るということ、それから3つ目には、雇用確保増加のための企業誘致を精力的に企業訪問等の展開を図っていくということ、そして、4番目には、流動人口増加をにらんだ北の玄関口活性化検討委員会の提言に関し、鉾泉の泉源等の調査に取り組むことということで掲げてあります。

これらの施策状況を踏まえまして、総務部としましては人口歯どめ策のPR版を、今般、力作と言えます、これでごさいますけれども、(現物を示す)「みやま暮らしのいいね!がわかる」というタイトルで、本当にすばらしいガイドブックが作成されています。広く啓発を展開されておりますが、その内容も、市外の人たちからごらんいただければ強い関心と共感を呼ぶ、さらには訴えがいのあるものと、高く私は評価いたしているところでごさいます。

そういいましても、人口減少の歯どめ対策を含めた定住対策は一朝一夕にできるものではなく、これこそ長期的にどっしり構えて総合的に粘り強く、的確な分析と検討を積み重ね、着実に一步一步対応をしていくことが必要不可欠じゃないかと思えます。

そして、まず強く訴えたいことは、私たちもみやま市に在住している、私たち一人一人が常日ごろからすがすがしい挨拶が本当に活発に交わされております。しかも、教育に熱心でさわやかな雰囲気の中で、そして、心通じ合う真のよさを持っているのが私たちのみやま市であることをしっかり再確認し合うことが私は大事なことではないでしょうかと思えます。これらのよさ、本当によかところをお互い十二分に知り合って、市外の皆さんに定住促進についてお誘いのお声をおかけいただき、大いに転入へのお勧めをすることも大切ではなからうかと考える次第でございます。

一方、毎年異動される方からは、みやま市での住まい心地や求められている社会的空間といますか、どのように感じておられたのか。つまりは転入転出の異動原因となった背景がどのような社会的な要因がどうかかわっているのか、そして、生活されてみての評価などがある程度判明できれば、市行政政策上からの極めて有意義かつ的確な対抗手段を講じやすくなるだろうと思うわけでございます。

ところがですね、転入転出の届けの際は個人情報法に基づきまして、住民異動の受付窓口に掲げる記載内容には、何らそれらの記載内容が残念ながら一切求められていないのであります。確かに個人情報の保護は、当然大切な権利関係であります。よりよいまちづくりや生活の向上などに役立てる上からも異動関係者に御理解と御協力をいただいた上で、異動されることになった社会的な背景や、みやま市に対する期待などを、よければ匿名でも結構でございますので、必要最小限に御回答いただけないものかと考える次第でございます。

そこで、西原市長におかれましては、先ほど申し上げましたこれらの事情を含めて法務局を初め、関係機関と十二分に御協議検討いただき、異動関係者からの情報収集等を前向きに対応いただきたく存じる次第でございます。西原市長の御所見をお伺いいたします。

次に、定住促進に結びつけるものとなります啓発でございます。

何といいましても、市民皆様からの御理解と御協力が最も大切なことは今さっき申し上げたとおりでございます。

他方、とりわけ大都市であります福岡大都市圏に注目して重点的に転入対策を展開いただくことも重要な課題ではなからうかと考える次第であります。その事由としましては、福岡

大都市圏は、九州におきまして人口が一極集中し、企業の雇用力等もますます付与して物すごい活力にあふれた強い大都市圏なのであります。しかし、いかんせん一面、弱点も有しているのではないのでしょうか。

その第1に、少雨が続きますと、早速渇水の水問題が直ちに生じます。現在は、筑後川から導水によりまして、およそ四、五十万人分の水が毎日毎日送られております。さらには、海水を真水に転換して水道水に使用されていますが、ふやせばふやすほど水道料金が高くなっているのです。

第2番目には、警固の活断層が福岡市中心を走っております。先般の災害もありましたように、災害に備える日常の準備体制がいつも不可欠なのでございます。

3番目としましては、日常的に交通の渋滞で、通勤者の疲労は関東・関西の大都市並みと言われて、それからでも久しいものでございます。今でも続いております。

第4番目には、子育て都市としては保育所等の待機待ちなどが常態化し、義務教育の学力の低下も懸念されているとも言われています。

第5番目としましては、人口の過密化と都市化等による地価の高騰や高層住宅、団地化の竣工によりましてコミュニティーの希薄化が生じて、きずなの弱体が指摘されています。

このように、大都市の深刻な悩みが横たわっています関係から、福岡大都市圏の皆さんは多分安全・安心、さらには疲労の回復面や安らぎのある養育環境などから不安感を抱いている方も相当数おられはしないかと推察いたす次第であります。

特に人口の一極集中化から中央分散を含めて、均衡ある振興、発展こそが国民の快適な生活の向上と、より一層の福祉増進が図られるものでありまして、地方と都市のウィン・ウィンの関係も築けます。そして、それぞれの地域社会が希求する、求める振興、発展が図られるような社会的なインフラ整備も、これまで長い間図られております。

御承知のとおり、私たちの周辺環境におきましては、福岡大都市圏にたった30分足らずで行ける新幹線や利便性に富んだ高速道路網などを初め、そして上下水道などのインフラ整備がされており、いつでも御転入いただいても心配なく受け入れやすい快適な条件が整っているのでございます。私たちのみやま市は、おかげさまで大都市圏の深刻な悩みはありがたくも抱えておりません。

ところで、いま一度、最も強調させていただきたいのは、みやま市の教育の状況であります。次代を担う青少年の育成につきましては、西原市長の熱い思い入れで強力な施策が推進

され、これに呼応しまして地域の市民の皆さんたちが将来への希望のともしびとし、日常生活の労苦も顧みずに、地域ぐるみで活発に取り組まれているのが各地域の実情ではないかと私は認識いたしております。その一端を申し上げますと、中国のことわざを引くまでもなく、「孟母三遷の教え」の理念のごとく、良好な教育の環境こそが崇高な人格の形成に最も適していると言われているのであります。その実現を図っているように我がみやま市の幼児教育では、御承知のとおり、保育園や幼稚園の指導体制をしっかりとしいていただき、すばらしい先生たちが水準の高い養育の指導のもとに、誠心誠意、心打たれるほど頑張っております。その幼児教育を引き継ぎながら市内の義務教育におきましては、教師の並々ならぬ指導熱心はもとより、地域社会との連携強化の中で教育を施してあるのです。そのおかげによりまして、児童・生徒の学力は、全国です、あるいは福岡県、大都市よりも本当に一段と高い水準値以上に向上いただいております。しかも、あわせて、全人的に明るく、たくましい児童・生徒に育成いただいております。このことは、市民一同、何よりも自信を持って誇りとすべきものであり、ここに教育関係者に対しまして深い感謝と深甚なる敬意を表するわけでございます。

他方では、衣食同然と言われていきますように、三里四方を食すれば病知らずと前からよく言われていますが、実現可能となる豊富な食材が本市内に生産されております。そして、農家の方々は安全・安心なおいしい国民の食料供給にいそしみ、大地の恵みを惜しみなく生かさされ、本当にその姿を見れば、心を打たれる地域ではないでしょうか。とりわけナス、ミカン、セロリ、イチゴなど、本当に多くの農産物を初めとして新鮮な、おいしいブランド力を備えた産地でもございます。加えまして、有明海のノリなどで海の幸も提供されている全国唯一、これも本当に誇れる自慢の一大産地なのでございます。

一方、目を転じまして、みやま市を取り巻く外部環境、外の環境はどうかと大まかに申し上げましたらば、緑豊かな自然環境に恵まれて、のどかで安らぎが享受されるとともに、郷土が育んだ人文を通じての貴重な歴史文化がしっかり守られて、継承形成されております。人間性を高め、そして高め合う、学び得る心豊かな郷土と言えましょう。

私たちは、本当に余りにも恵まれ過ぎて案外忘れがちではありますが、いま一度、お互い学び合って、そのよさを外部の皆さんに大いに発信し合いたいものでございます。大都市の方々がみやま市のよさ、本当によかところをおわかりいただければ心揺さぶられ、必ずや転入異動につながるものと確信いたすものであります。

そこで、みやま市行政としましては、福岡大都市圏を対象に、転入増加につながる定住促進の発信力をより一層高めていただき、強力な施策を展開していただきたいのでありますが、西原市長の御所見をお伺いいたします。

ともかく人口減少に歯どめをかける定住対策につきましては、市民皆様の役割の重要性はもとよりですが、市行政の対応としましては、現在、みやま市定住サポートセンターを平成24年4月に設置され、定住異動者が希望される場合に、支援業務を遂行されているのが実態であります。

先ほど、るる申し上げましたように、人口の歯どめ対策を含めた定住対策は、地方公共団体の礎に大きく左右する最も重要な課題でありますので、行政の横断的な機能を総合的にフルに発揮していただきたいものと思います。

このようなことから、西原市長の先頭のもとに、行政組織の横断化並びに外部からの情報の受発信をより一層強める上からも地域の現場に精通されている行政区長さん、それから、社会福祉協議会さん、それから、教育関係者などなどからも参加いただいて、人口の定住強化対策本部なるものを立ち上げていただいて、定住人口の増加に真正面から立ち向かっていただきたくお願いし、西原市長の御英断によって力強い御答弁を賜りたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長、お伺いいたします。

○市長（西原 親君）（登壇）

野田議員さんの御質問でございますが、非常に鮮明に、しかも、きめ細かく、私たちのこのみやま市が抱える諸問題について分析をしていただきまして、そして、非常にためになる御質問ではなかったかなと、大変私も頭の下がる思いでございました。

答弁が満足いくかどうかわかりませんが、一応読ませていただきまして、また、その都度答弁しましてからやりとりをしたいと、このように思いますので、よろしくお伺いをいたしたいと思います。

野田議員の人口減少の歯どめとする定住の補強策を早急に取り組めという御質問にお答えをいたします。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が発表した30年後の日本の地域別将来推計人口は、人口減と高齢化の加速を衝撃的に報道されました。2040年の総人口は、市町村の7割

が2010年の比較で2割以上減少し、すべての都道府県で人口が減少する結果となっています。

このうち、本市の人口減少の傾向は一層顕著なものとなっています。30年間でマイナス36.6%、高齢化率は12.4%上がって42.9%となるなど、筑後地域で最も人口減少が大きいとされています。本市の人口の推移を見ると、毎年、人口の1.1%から1.3%に当たる500人前後の人口が減少しています。

人口の減少は、出生者より死亡者が多い自然減と、転入者より転出者が多い社会減に分けられますが、本市の状況は、おおむね自然減6に対し、社会減4の割合となり、近年は、自然減の割合が高まる傾向にあります。

人口は、市町村の活力のバロメーターとされ、議員御指摘のとおり、人口の減少は、総所得の減少から市民税の減少にもつながります。

また、地方交付税においては、人口を基礎数値とする算定項目もあり、交付額の減少にもつながり、財政運営にも多大な影響があると考えておるところでございます。

そこで、本市でも定住促進を重点課題の一つとして幾つかの施策を行っております。定住サポートセンターを設置し、空き家バンク制度や空き家リフォーム補助金を設けております。また、定住促進パンフレットを作成し、本市の住みやすさなどをPRいたしておりますほか、今年度からは新婚世帯と子育て世帯の家賃補助制度を導入いたしております。

家賃補助制度は、現在2件の子育て世帯の交付決定を行っており、今後少しずつふえていくものではないかと期待をいたしているところです。

また、大牟田市、柳川市と共同して少子化対策の一環として行っております結婚サポート事業は、平成24年度で会員数も倍増し、成婚の実績も出て、ようやく軌道に乗りつつあります。

さて、具体的事項の1点目の転入転出者からの情報収集についてでございますが、議員御指摘のとおり、転入転出者の異動背景や要因の情報を収集し、今後の定住施策に生かすことは有効な手段になろうかと思っております。

収集の具体的方法は、今後十分に検討する必要がありますが、例えば、住民票の異動届で市民課窓口に来庁された市民の方に、一定期間アンケート調査に御協力をいただき回収し、分析する方法などができないか、検討したいと考えております。

次に、2点目の福岡都市圏への情報発信についてでございますが、福岡市は九州一円から人の流入が加速しており、今年5月で人口150万人を超えたとされています。首都圏からも

転入超過となったとされており、福岡市を中心とする都市圏は、全国でも有数の活力が増している地域でございます。

この福岡都市圏での情報発信につきまして、本市が合併して6年しか経過していないこともあって、本市の知名度、認知度の課題があるのは事実でございます。

九州での一極集中がさらに加速する福岡都市圏を一つのターゲットとして、少しでも転入増加につながるような施策を検討してまいりたいと思っております。

議員御指摘のとおり、定住促進パンフレットの設置依頼はもとより、今後さまざまな手段を検討いたしますとともに、私がトップセールスとして本市のPRを行ってまいり所存でございます。

次に、3点目についてでございますが、毎年、人口の1%強が減少している状況の中で定住促進策は、本市の最重点課題と考えております。冒頭に述べましたとおり、幾らかでも定住の促進につながるような施策を行ってまいりますが、定住人口の増加を図るためには、本市の住環境の総合力を向上させる必要があります。

企業誘致を初め、福祉施策、教育施策、都市基盤施策など、本市の総合力を高め、定住人口の増加を目指す定住促進計画の策定を検討してまいりたいと思っております。

そのためには、議会や行政区長、教育関係者など広範な市民代表の方の御意見をお聞きする第三者委員会を立ち上げ、協議してまいり所存でございます。

全国的に人口の減少時代に突入し、人口の減少が複合的要因となる中で、定住人口の増加は非常に難しい課題であります。

野田議員の貴重な御意見をいただき、今後とも本市の総合力の一層の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

本当に丁寧な、そしてまた、先が見えるようなしっかりした構えで進んでいただくということでございます。

なるほど、これまでいろんな政策をやってあります。それに、その効果がさらに、さらに高まるように頑張ってくださいますようよろしく願いをいたしまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分を予定したいと思います。よろしく申し上げます。

午後0時21分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

続いて、6番川口正宏君、一般質問を行ってください。

○6番（川口正宏君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番議員の川口正宏でございます。議長より御指名いただきましたので、ただいまから通告に従いまして質問させていただきます。

それでは、地域コミュニティーの再構築について質問させていただきます。

現在、みやま市においては、校区公民館を核とした地域コミュニティーが形成されておりますが、各支館の間で大きな格差が生まれております。施設の格差はもとより、旧瀬高町時代から取り組んである校区単位のまちづくりに取り組んできた地域とそうでない地域との格差や、県補助金の格差など、大きな格差が出てきております。

校区公民館は、協働のまちづくりや地域活性化の拠点であり、校区住民が毎日、自由に活用できる環境でなければ存在価値はありません。そういう環境の中、合併して6年が経過したが、各公民館の間で大きな格差があるのに、格差是正に対する市当局の方向性が全く見えてこないという意見が相次いでおります。

近隣の柳川市においては、平成22年度にコミュニティーセンター基本計画を策定し、これに基づいて、平成23年度より垂見校区のコミュニティーセンター着工を皮切りに、平成26年度までに、市内全地区の19校区のコミュニティーセンターの整備を行っております中で校区公民館活動の統一化や活性化策、また、管理運営方法など今後の公民館のあり方について検討するため、市公民館活性化検討委員会を立ち上げ、検討が進められております。

また、大牟田市においては、地域コミュニティー再生に向けて、平成22年に地域コミュニティー基本指針を策定し、平成24年度から市民協働推進室の中に地域コミュニティー推進課を設置、12名の職員を配置し、校区公民館と連携し、地域コミュニティーを実現しております。そういう中で、みやま市としても合併して6年が経過した今、地域コミュニティーの再

構築が喫緊の課題ではないかと思うところです。

そこで、次の4点についてお尋ねいたします。

1つは、校区単位のまちづくりの検証についてですが、市長は、平成21年6月議会の答弁で、現在、まちづくりサポート補助金を交付中なので、検証作業には入っていないが、今後その進め方や効果について検証することになっていると答えられましたが、あれから4年が経過しましたが、その検証結果はどうなっているのか。

2つ目は、施設の格差解消についてですが、現在、高田・山川地区には、平成21年度に小学校の空き教室や管理人室等を改装して、打ち合わせや会議ができる事務室が整備されておりますが、公民館は会議だけでなく、講習会や学習会などの教育の場でもあります。瀬高地区のように、いろいろな公民館活動を行う場所がありません。

そういう中で、現在、小・中学校の再編計画が進められておりますが、学校統一後の廃校になった施設や施設のコミュニティー施設を有効活用し、格差是正を検討すべきではないかと思えます。

3つ目は、補助金の格差についてですが、瀬高地区では、管理業務委託料が960千円補助されていますが、高田・山川地区においては、施設は小さいですけれども、支館管理の負担は大きいものがあります。市として、その対策はどのように考えているか。

最後に、地域コミュニティーを活性化するには市民と行政が一体となって取り組むことが重要ですが、地域間の格差是正や地域コミュニティーの再生について、行政として、どのような取り組みをしているのか、以上4点について具体的にお答えください。

○議長（壇 康夫君）

どちらですか。じゃ、西原市長お願いします。いいえ、どちらか決めていただければ。

じゃ、西原市長、よろしいですか。

○市長（西原 親君）（登壇）

川口議員の地域コミュニティー再構築についての御質問にお答えいたします。

1点目の校区単位のまちづくりの検証結果はどうなったのかについてでございますが、まず、校区単位のまちづくりの概要について御説明申し上げます。

御存じのように、旧瀬高町の水上、南、清水及び本郷の4校区で校区単位のまちづくりが実施されており、その推進組織として、まちづくり協議会が設立されています。

このまちづくり協議会は、校区公民館を活動拠点の核に、地域で活動している諸団体をま

ちづくり協議会としてネットワーク化し、これまでの生涯学習中心の活動から、その領域を少し広げて、地域の課題や地域に埋もれている資源等を活用し校区の特徴を生かしたまちづくりへシフトすることで、希薄化する地域コミュニティーを再構築し、住民主体のまちづくりを行政との協働により推進しようとするものであります。

さて、御質問の検証につきましては、過去にもいろいろと一般質問があっておりますが、検証につきましては、まちづくり校区サポート補助金の補助終了後、本事業が自立した活動として地域に根づき地域コミュニティーが活性化しているかを確認するため、平成18年度設立の南校区、水上校区まちづくり協議会及び平成19年度に設立された本郷校区と清水校区への補助終了となる平成22年度より、2年から3年程度の期間を置いて検証を行う予定にいたしておりました。

しかしながら、校区コミュニティーである校区まちづくり協議会と公民館の所管課が異なつたままでは検証作業も行いにくいことから、平成22年度に校区まちづくり協議会の所管を社会教育課に一本化いたしました。このような過程を経た上で、このたび平成25年度に検証を行い、平成26年度に今後の方向性を示す予定でございます。

検証の方法として、当該4校区に対し、アンケート及びヒアリングを実施し、その後4校区の役員、中央公民館長、社会教育課及び関係職員等で意見交換等を行い、検証結果をまとめる予定でございます。

また、アンケートの内容は、現在、関係者で協議中でございます。

次に、2点目の施設の格差解消についてでございますが、御承知のとおり、現在、市立小・中学校の再編を進めておりますが、これに伴い、小学校が廃校になりますと、これまで教育委員会が教育財産として管理してきた学校校舎や敷地等は、基本的には市長が管理する公有財産となります。

そこで、現在、廃校施設等の有効活用を総合的に調査検討いただくための委員会の設置を市長部局で進めているところであります。

議員も御承知のとおり、各小学校の体育館や運動場は広く市民の皆様に開放しており、各校区ではスポーツ大会やイベントの開催など、地域住民のふれあい、交流活動に幅広く利用されております。

また、学校に併設しておりますクラブハウス、ミーティングルームなどの地域連携施設や空き教室を改修して整備しました校区公民館は、地域コミュニティーの活動拠点として積極

的に活用されております。

校区公民館等の地域コミュニティーにつきましては、今回の学校再編に伴い、統合するのではなく、引き続き現在のエリアでの活動を維持していただきたいと考えておりますので、小学校が地域コミュニティーの拠点となっていることを十分踏まえ、廃校施設等の有効活用は慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の補助金の格差はどうするのかについてでございます。

御質問の瀬高地区公民館の管理人手当でございますが、これは補助金でなく委託料で予算化いたしています。

瀬高地区の公民館は独立した施設となっており、市は、支館と管理委託契約を締結いたしております。

支館への委託料は月額80千円、年間960千円でございます。また、まちづくり協議会を設立した支館への管理委託料は、事務員分のかさ上げ分として月額42,800円を追加し、月額122,800円、年間1,473,600円となっております。

議員が御指摘のように、平成21年度に高田・山川地区では小学校を一部改築し、校区公民館を整備しておりますが、その後、瀬高地区のような管理委託料は予算化いたしておりません。

高田・山川地区においても、管理委託料を瀬高地区のようにしてほしいというような意見もあると思いますが、高田・山川地区は学校内の施設の中に設けており、管理は学校と一緒にやっています。しかし、夜間の公民館の利用時間や閉館にはお世話をかけているのも事実だと思います。

具体的事項②の施設の格差解消についてに関連しますが、施設の管理委託が瀬高地区と同様になれば、その時点で何らかの対応を考えるということで、高田・山川地区の皆様方にお願ひし、理解していただいているところでございます。もうしばらく時間をいただきたいと思います。

次に、4点目の市民と行政の役割について、地域コミュニティーを活性化するためには、市民と行政が一体となって取り組むことが重要だが、どのような取り組みをしているのかについてでございますが、私は、公民館が地域コミュニティーの核と考えております。

公民館は、市民の生活上の福祉や教育的課題やスポーツ、文化教養、趣味講座等、多様な生涯学習の場の拠点施設であり、また、地域コミュニティー、地域づくりの拠点として重要

な役割を担っております。

御承知のように、今日、地域社会を取り巻く環境は少子・高齢化、情報化、住民ニーズの多様化、個性化する中で、地域の連携やふれあいが希薄になってきており、このような社会環境の中で、公民館活動が果たす役割はますます重要になっています。

このような状況の中で、御質問の取り組みとしては、まず最重要課題である人材育成を行っております。

15校区の支館長、支館主事を対象に、市独自で年間3回、そのほかに、県公民館連合会等で3回ほどの研修を実施いたしております。

市独自で企画する研修では、地域の人材を紹介するコーナーを設け、各支館等事業の活用をお願いいたしております。

瀬高地区では、支館ごとに年度単位で講座のカリキュラムを作成し、実施されている学級事業の講師謝礼の支援、支館や分館講座の講師謝礼の支援を行っております。

また、地域コミュニティー拠点となる類似公民館の新築、増築及び改修に対して補助金を交付し、地域住民の自主的コミュニティー活動を支援いたしております。平成24年度は新築1件、改修4件に補助金を交付いたしております。

そのほかに、社会教育団体の支援を行っており、平成25年度より、あいさつ日本一運動推進委員会を強力にバックアップするため、あいさつ運動推進室長を非常勤特別職として委嘱いたしております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

ただいま市長からすばらしい答弁をいただきました。

考え方としては、相通ずるところがあるところでございます。その中で、まちづくりサポートの補助金が平成22年で終了したということで、平成21年6月議会の答弁では、それが終わったらやるということでしたが、今取り組んで——今年度からですかね、今年度から検証をやっていくということですので、その検証を十分慎重にさせていただいて、今まで取り組んでいなかった校区とかにどういうふうに普及していくか、その辺十分検討していただきたいと思いますけど、その所見をお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

校区まちづくり協議会というのは、私が市長に就任する前の鬼丸町長さんのときに瀬高町で始まったわけでございます。そのときに、まちづくり協議会をやりたい校区は手を挙げなさいということで、下庄とか挙げなかったところもあるわけございまして、挙げたところが、たしか4件ではなかったかと思います。

それで、何年か知りませんが、3年か4年補助金を出して、その後は、もう補助金は出さないと。その結果、3年か4年やった結果が、どこもずっと続いているということを前提として、これは単なる導火——火をつける補助金であって、本来ならば、補助金がなくてもずっとやる、そのまちづくり協議会でまちづくりをやるというのが目的でございますので、補助金が終わって1年で検証してもわからないから、実際は三、四年、補助金が終わって三、四年、本当にやっているかどうかということを検証するのが極めて重要なことだと思いますので、平成25年から平成26年、大体、補助金が平成21年から平成22年で終わっていますから、その後どのような運動をしているかということを検証するというので、私は、平成25年から平成26年に検証するのは非常に適当ではないかと、このように思うところでございます。

あとは、市として補助金を出してまちづくり協議会をやるかというのは全く考えておりません。といいますのは、これは福岡市のコンサルタントの方が来て、そして、いろいろ助言をして書いて、そしてやったところでございますので、もうこれは、私が就任したときに、この事業は打ち切ろうということでしたので、その後のまちづくり協議会は考えておりませんが、自主的に公民館で今のようには少子化時代、高齢化時代は、今後は今までやった4校区を見習って、そして、まちづくりをやっていただきたいと。そのときに幾らか、今度は市独自で補助金をそこに支出するということは、検討をしなければいけないのではないかなと、こう思っているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

私も、新しく校区単位のまちづくりを始めるにしても、やっぱり金だけが問題じゃないと思います。そういう中で、平成22年度で補助金が終わりましたけれども、先ほどの答弁の中

で公民館の管理委託料ですかね、それが、瀬高地区では960千円年間出しているわけですが、校区単位のまちづくりに取り組んでいたところは1,470千円ですかね、それで、その上乗せ分といいますかね、その辺の説明を、ちょっと具体的にお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

教育委員会の所管でございますので、私のほうから説明させていただきます。

まちづくり協議会の管理費、事務員かさ上げ分というふうなことで42,800円でございます。瀬高地区のほかの地区の公民館と、その分だけ違うわけでございますけれども、当初設置されたその協議会に伴う支援というふうな、そういう位置づけもございまして、ただ、協議会雇用の事務職員、事務員を週2日配置していただいて昼間の管理業務等のほか、協議会の事務、これは公民館の事務も含めますが、そのことを前提とした管理費の増額というふうなことになっているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

そしたら、そのまちづくり協議会の事務費というか管理費とか、そういう感じの分ですかね、そう理解してよろしいですか。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

管理費の上積みということでございます。委託、そのまちづくり協議会と教育委員会のほうと管理委託契約をしまして、その分、まちづくり協議会の部分では職員配置を、職員といえますか、施設管理に当たって週2日はほかのところよりも、より管理の部分については余計対応してほしいというふうなことの、原則的にはそういうふうな対応だというふうなことで聞いております。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

そういう中で、先ほども申しましたように、高田・山川地区の校区公民館をつくっていただきましたけれども、今の支館長さん、主事さんの仕事は、先ほど市長も答弁の中で言われましたように、本当大変なものがあるんですよ。ある支館では、もうほとんど常駐みたいな形で主事さんが出ているところもあるし、それはやっぱり今は公民館の開け閉めが、やっぱり学校の敷地内にあるものですから、セキュリティーがつながっているものですから、そのキーだけ渡して、どうぞ使ってくださいというわけにいかないわけですね。それで、主事さんたちは利用者があるときは必ず行って、ドアを開けてやって、また閉めてやってという、そういう重要な役割があるわけです。そういう中で結局、今までのまちづくり協議会のサポート補助金が終わった後でも管理人の手当として、週2回かなんか分とかいうお話もありましたけれども、そういう形がとれないかどうかですね。

高田・山川地区の公民館の運営に関しての管理人手当ということで、瀬高の場合は館も大きいし、人口も多いし、やっぱりそれなりの常時常駐した管理人さんが必要かと思えますけれども、そこまで行かなくても、やっぱり地域の活性化のためにも何日間かはどなたかに事務所においていただいて、いろいろそこに集まって地域のコミュニティーを発展していくというのは重大だと思います。その辺のお考えをお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

御案内のとおり、瀬高町は、以前から校区公民館を建設——これは校区公民館じゃないんですけど、例えば、マイハウスは文部科学省の施設でございますし、南の農業構造改善センターは農林水産省の補助金でつくっておりますし、そういった施設を瀬高町のときは全部つくったわけです。そこに、それを公民館として利用し、そこに事務員さんを置いて、そして、その給料を払うということでやっておったわけです。

ところが、高田町、山川町についてはそういうものがないものですから、今日まで来ているわけでございますが、合併して早急にそういうことではいけないということで、小学校を改築して、一部校区公民館ということで利用をいただいているところでございますが、専属の事務員さんは置いていないところばかりでございますので、なかなか事務経費として補助金を出すまでには至っていないわけでございます。

したがいまして、今後、山川・高田につきまして、自分のところも事務員を置いてしっかりやろうというようなところがあれば、十分申し出ていただければ検討をしてみたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今市長が答弁されたように、瀬高町当時のと、やっぱり旧高田町、山川町各首長なりの政策の違いで、こういう形になっているとは思いますがけれども、先ほど市長が、支館から事務員とか置くとか、そういう要請があれば対応を考えるということなんですけれども、私は逆に、執行部のほうから、行政のほうから、何らかの例といいますか、先ほど校区単位のまちづくり協議会をやっているところでは週に2回とか、そういう話がありましたけれども、そういうお考えはありませんか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

そういった公民館運動とか、まちづくりというのは、地域住民皆様方が自主的に盛り上がるということが一番大事ではないかと思えます。上意下達ではなくて、こうなさい、ここに事務員さんを1人置きなさいとか、置いたら補助金を出しますとか、そういうことじゃなくて、自主的にこれだけ運動をやりますと、こういったことをしますと、どうしても事務員さんが必要ですというようなことが上がってくれば、それだけこの地域は盛り上がっているんだなど。じゃ、事務員さんも置かにゃいかん、補助金も出さにゃいかんだろうということになりますので、これはあくまでも、これは市民運動でございますので自主的に下から——下からというのではないんですけど、大衆のほうから盛り上がってくるということが一番大事ではないかと思えますので、上から——私たち行政のほうから事務員を置きなさいというようなことは、私は申し上げたくないと思っています。当然、一生懸命頑張って盛り上げていただくということが長続きもするし、本当の姿ではないかと思っております。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

市長の言われることは、もったもな事だと思います。

ただ、やっぱり地域間の格差が物すごく大きいわけですね。そういう中で、やっぱり行政側からのある程度のアドバイスとか、そういうのをぜひやってほしいと思います。

特に昨年度からですかね、一昨年かな、瀬高は以前から社会福祉協議会の校区のやつがありましたけれども、高田・山川地区には、昨年だったですかね、ことしが2回目だったかな、総会は。

そういうことで、社協も、そのほとんどが公民館の役員の方が兼ねたり、いろいろやっぱり難しい面があるわけですね。そういう中で、その事務所に集まって両方の役員さんたちがいろいろ話し合いながら、いろいろなことを協議して、地域のまちづくりに協働でやっていくというのはぜひ必要なことなんですよ。

それで、そのまとめ役といいますかね、そういう方をやっぱり各支館に週に1日でも2日でもいいんですけれども、そういうふうな行政のほうからの指導も私はするべきじゃないかと思えますけど、いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

瀬高の場合は、行政からこうしなさい、ああしなさいということはほとんどないんです。全部瀬高の各公民館、各校区公民館から盛り上がってきた。そしてまた、各部落の公民館の盛り上がり、そういったことで町も動いたんですけど、やっぱりこれは皆さんから、地域住民の方たちから盛り上がる。

私は、大変失礼なことを申し上げるかもしれませんが、これだけ議員さんがいらっしやいます。各校区にいらっしやいます。この校区の議員さんが一生懸命やろうかと言うて頑張っていておられる議員さんもいっぱいいらっしやるわけです。川口先生もぜひ飯江校区ですから、飯江校区の公民館活動、地域活動をどんどんやろうというふうな、大きな議員さんの私は職務だと思いますよ。だから、そういうことをやっていただく、そうすると、行政も一緒に動く。そのための議員さんだと私は思いますがね、いかがでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

ありがたい御意見、ありがとうございます。

ただ、やっぱり議員としての活動範囲というのがありますから、協力は一生懸命していきたいと思っておりますけれども、まあ今後の課題として私も受けとめておきますけれども、実質あの公民館の運営自体が各支館で違うわけですね。毎年とか、館費ですね、公民館費を各戸からいただいている金額にしても、瀬高町で多いところはどこだったかな、上庄は年間2,640円ですね。下庄は1,800円、大江もですけども。そして、一番瀬高で安いところは、水上の1,500円ですね。それと比較して高田町においては、開と竹海校区支部が1千円ですね。江浦が600円、岩田が700円ですね。それと飯江が500円で、一番安いのは、二川の400円ですけども、そういう形でやっぱり各支館で相当な開きがですね。そして、これの費用を区長さんとか、いろんな方になかなかお願いするのも、なかなかお願いしにくいそうなんですよ。

それで、ある程度、平準化できたら、いろいろな行事にしても運営にしても格差がなくなってくるんじゃないかとは思いますが、結局、先ほども申しましたように、旧町時代の政策の違いで、瀬高町はそういう校区単位のまちづくりとか、そっちのほうに積極的に進めてあったし、高田町のほうでは、体力づくりのほうに進めてあったものですからですね。それで結局、体力づくりの当時、旧町時代の予算が公民館の運営費の補助に幾分かは還元されておりますけれども、これも半永久的じゃないとお聞きしております。

そういう中で、やっぱり行政と市民とが協働のまちづくりをしていくためには、どうしても行政の指導なりそういうのが要るわけですね。

そこでお尋ねしますけれども、みやま市の今、社会学習課になりますかね、生涯学習課は——のほうで各支館とかの指導とか管理とかしてある方は何名いらっしゃいますか。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

これは職員の意味でしょうか。

○議長（壇 康夫君）

四牟田社会教育課長。

○社会教育課長（四牟田正雄君）

お答えいたします。

職員としましては、済みません、社会教育課の社会教育係のほうで行っておりまして、係長と補佐兼務が1人と、あと係の者が2人おりまして、3人で回しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

3人体制でみやま市全市を網羅しているわけですね。（「職員としましてはそういうことです」と呼ぶ者あり）はい。（「あとは、非常勤特別職については……」と呼ぶ者あり）その非常勤特別職も一緒にちょっと。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

地域指導員などの非常勤職員3名と、それから、公民館長が別途1名というふうなことで、トータルで非常勤職員が4名、そして職員が3名というふうなことで、サポートしている状況でございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

その職務の内容をよければ教えてほしいんですけどですね。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

公民館活動に対しての職員のかかわりですけれども、ここは、基本的には地域の主体的な活動等というものがございまして、そこで行政としてのさまざまな取り組みに対して、みやま市、あるいはみやま市教育委員会として、どういう支援ができるかということで、例えば、地域推進員である非常勤特別職の職員が具体的なイベントにかかわっていくとか、そういうふうなことが一例ではあるかと思えます。一から十まで全て職員が対応してかかわっているというふうな状況ではございません。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

そしたら、いろいろな指導とかアドバイスとかは、余りやっていないというわけですかね。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

言葉が適切かどうかわかりませんが、いわゆる公民館活動に対する指導助言、支援というふうなことでの位置づけでよろしいかと思えます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

やっぱり——ああ、もう声の枯れてきよる。申しわけございません。

これから、やっぱりまちづくりは自助共助の心を持って、行政と市民が一体となってまちづくりをやっていく以上は、行政の指導が重要かと思うところでございます。

私としては、公民館活動は住民主導だけでは、逆に地域間の格差が広がります。行政依存になれば、行政は支援が行き詰まります。やっぱり行政は、側面的な支援をして住民力を生かした協働のまちづくりをしていくべきではないかと思うところでございますが、これからの市長の所見を最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

川口議員さんがおっしゃっているとおり、本当にそうだと思います。

ただ、行政が指導、指導というのはちょっと、公民館運動を指導するというのはちょっと私は余り適当なところじゃないと思いますので、一回、中央公民館長もいらっしゃいますし、それから、各校区の公民館の館長もいらっしゃいますし、主事もいらっしゃいますので、また、うちの社会教育課長、教育部長、出席していただいて、どこがどういった公民館活動をやっているのか、どういうまちづくりをやっているのかというのを一回、二、三時間じっくり

り話し合っていて、そして参考になるところは、それを取り入れていただくというようなことをしてですね、それを二、三回続けたらほとんど、どこでも、あれはああいうことをやっているということで、いいところはどんどんまねしていただいてやるということが一番いいんじゃないかと思います。

行政が指導じゃなくて、行政が側面からそういった環境をつくる、勉強する環境をつくって、そして公民館活動を盛り上げていくと、主体的な活動にしていくということにしたいと思いますので、何とぞ御理解を。そのときには、議員さんたちの側面的な支援も心からお願いいたします。

また、実際、清水の——名前言ってなんですけど、小野さんは公民館の主事をしていらっしゃる、坂口さんは公民館の館長をしていらっしゃる、二川区のね。それから、野田先生なんか、しょっちゅう出てきておられますし、まだいっぱいこの中で、そういった活動をしていただいている方もたくさんいらっしゃいます。それで、ぜひ皆さんそういったことで、議員さんも一緒になって力を合わせてまちづくりをやっていけば、あなたも必ず当選しますよ。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今、市長が言われたように、ぜひ公民館長初め社会教育課の職員さんや、先進地と言うとおかしいんですけども、やっぱり市内でもいろいろな先進的な行事とか運営してある方たちとの懇談会なり、そういうのをぜひ側面的な応援を早急にやってほしいと思います。

そしたら、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

はい、お疲れさまでした。

それでは、続けて1 番田中信之君、質問を行ってください。

○1 番（田中信之君）（登壇）

皆さんこんにちは。いよいよきょう最後の質問となります。1 番議員の田中です。きょうは情報公開、いろいろと私、たくさん情報公開を市のほうにしていますけれども、それと同じ意味で、資産の報告、資産報告書というのがありますけど、その関係と、また個人情報の保護という件で1 番目の質問をいたしたいと思います。

それから、2番目は学校のことですけど、これは牛嶋議員さんが午前中にされて、非常にいい答弁をいただかれたので、今のところ非常にうれしく思っております。

まず1番に聞きたいのは、情報公開請求、これは請求すると、その回答が2週間以内に来るんですけどね、それから資産報告書は全議員、それから三役、これは全部町に保管してありますので、誰でもいつでも見ることができるわけです。そういった情報公開で得た事項について、そこに個人名とかを書いてあります。あるいは会社名とかですね。個人情報保護の規定にそういったものが該当するか否かについて市側の見解を求めます。

個人情報請求で得た事項については、私の考え方では、どのように処理しようかね、それを皆さんに配ったり、あるいはこういった議会の前で言ったり、あるいはマスコミに言ったりやったりしたということについては、私は何ら問題ないというふうに思っているんです。なぜなら、例えば、情報公開したときに、個人情報保護に当たるということであれば、県でも国でも一緒だと思いますけど、その部分を黒く塗る。黒く塗っていない情報については、開示請求した人が自由に使っていいと、こういう解釈なんですね。ところが、今までの、特に、みやまエネルギー開発機構とかメガソーラーの件とかで、私の考え方が誤っているんじゃないかというような感覚を受けました。あるいはほかの議員さんからもいろいろ御指摘を受けたり、議長からも注意をされたりしたことがありましたので、まずそのことをお聞きしたいというふうに思っています。

それから、みやまエネルギー開発機構については、これは一応随意契約で決定して、それから20,000千円を市が出資したのも決まりました。これは10対8だったというふうに思いますけれども、そのみやまエネルギー開発機構については、市が20,000千円だから、これは多分、筆頭株主だというふうに思います。その筆頭株主に当たる市が情報を市民に対しても出すべきじゃないかというふうに私は思います。

それで、このみやまエネルギー開発機構については、市の情報公開の対象になるのかどうか、これをまずお聞きしたいと思います。対象になれば、私もいろいろ疑問に感じていることを情報公開請求して、それで得た情報をまた解釈しながら、あるいは相談しながら住民の皆様には知らせていきたいというふうに思っています。

それから、みやまエネルギー開発機構への出資、これは私、前回の議会で20,000千円の出資はよろしくない。私も10,000千円以上出すから市長さんも出していただけないですかと、そうすれば市の税金を使わんでいいやないかという話をいたしました。しかし、その後、私

は出資したいと今でも思っているんですけども、私に出資が可能なのか、あるいは取締役とかも可能性があるのか、あるいは社長である中原さんは亡くなられたので、次の社長さんはどうなっているのか、そこら辺についてもちょっとお聞きしたいと思います。

それから、前回の議会で市長さんが答弁されたこと、個人情報的になるけれども、それは市長さんが言われたので、娘婿さんの会社のことについてですね、ちょっと市長から3月議会で答弁した内容と違うことがあったので、その件をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

西原市長、お願いいたします。

○市長（西原 親君）（登壇）

田中議員さんの質問でございますが、あなたが10,000千円出して取締役になれるかどうかという御質問でございますが、なれると思います。ただし、12億円の保障をしなければいけません。自分でされますか、12億円。（発言する者あり）12億円の保障を瀬口社長はやっているんですよ。中原会長もやっているんです。それで取締役なんですよ。だから、あなたももし10,000千円出されて、田中議員が取締役になって12億円の保障をされるそうですよ。そしたら、喜ぶんですよ。もうかわってもらってもいいというようなことを言うと思いますよ、田中議員に。自分は保障を逃れたら、これほどいいことはないから。どうですか。

（「12億円、それは無理です」と呼ぶ者あり）無理でしょう。じゃ、それは無理ということですね。自分でおっしゃったですよ、今。じゃ、議員に説明いたします。

それから、私の娘婿の倒産は、私が県会議員もしていない、落選しておったとき。しかも、市長もしていない。その3年10カ月の間に倒産したんですよ。倒産だけど、正式な倒産じゃなかった。私がほとんど払いましたので、地元のをね。それで、私は一般人としてお金を払ったから、それは別にそのときには県会議員でもない。ちょうどよかったんですよ。市長でもなかった。一般人だから、自分の娘婿の後始末をするのは別に何ら差し支えない。それをあなたに一々報告する義務はないと思いますよ、一般人だから。（発言する者あり）いいですか。

議員も御承知のとおり、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会及び議会が保有する公文書等の情報公開につきましては、みやま市情報公開条例に定めております。

まず、概要でお尋ねの情報公開請求で得た事項についてでございますが、情報公開条例第7条に「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」及び「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」について、非開示情報と規定いたしており、これらの個人等に係る情報は原則として公開をいたしておりません。

また、開示を受けた公文書の取り扱いについてでございますが、この点につきましても、条例第4条第2項に「条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を適正に利用するとともに、当該情報を濫用し、他者の権利利益を侵害してはならない。」と利用者の責務を規定いたしております。

情報公開の制度利用につきましては、条例に基づき、個人や法人等の誹謗中傷や権利、利益の侵害などがなく、社会通念上の良識の範囲内で適正に利用されることについては、何ら問題はないと考えております。

次に、具体的事項1点目のみやまエネルギー開発機構についてでございます。

まず、前段の市が出資している法人の情報公開の件についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、市の情報公開制度は、市長や教育委員会等が保有する公文書などについて、開示請求に基づき、条例で定める非開示情報を除く部分を公開する制度でございます。

出資法人の情報につきましては、市が保有する文書等については情報公開の対象となりますが、保有していない分は対象にはなりません。ただし、市が保有していない情報については、条例第28条に「出資法人や補助金交付団体等が保有する情報であつて、市政情報として保有していないものについて、公開請求があつた場合、市長は当該団体等に対して、当該情報を市長に提出することを求めるものとし、当該団体等は、速やかに、これに応じるよう努めなければならない。」と出資法人等の情報公開に係る努力義務が規定されており、市の請求に基づき、出資法人などから提出があつた文書等については、一旦、市等の公文書として保有した後、情報公開条例に基づく情報公開の対象となる規定があることを申し添えます。

次に、後段の3月議会で質問して、市側が回答していない項目について回答せよ、これはまだ質問ないですね。——じゃ、その次、答弁します。

以上でございます。（発言する者あり）一緒にいいですか。あなた質問していませんよ、

これ。質問していないのは答弁できないですよ。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

娘婿さんの件については、私が質問したんやなくて、市長さんが私の質問に対して、私が要求していないのに答えられたわけですよ。（発言する者あり）そうそうそう。だから、10,000千円も……（発言する者あり）わかりました、わかりました。

○議長（壇 康夫君）

市長、自席での発言は控えてください。

○1 番（田中信之君） 続

だから、それはいいんですよ。だから、私もそういうふうに、ちょっと知らんやったからびっくりして、そして、この前、私がちょうどお宮の総代、宮方をしておって帰ってきよったら、ちょうど市長も何かボランティアの総会ですか、そして、プッププッと鳴らされるから誰やろうかと思ったら市長やったからですね。それで、僕は自転車にまたがったまま、市長は車の中でちょっと会話したですよ。そのときに、いや、実はその会社は倒産していないと、そういうことを初めてそのとき聞いたわけですよ。ですから、この前の議会もネットで流れているから、皆さん、それを見ている人もいらっしゃるんでね、やっぱり正しい情報、私に言われたようなことがきょうのことでわかったから、答弁はそういうふうに皆さんに知らせることが、本当の真実を言われたことがいいんじゃないかと思って、個人情報に当たるかもしれないことということで、きょうは質問しています。それはそれで、1点解決ということでもいいと思います。

それから、16項目というのは、一応私はみやまエネルギー開発機構に随意契約でするのも反対でした。それから、20,000千円も反対ということで一生懸命、自分なりに情報も収集したんですけど、なかなか出てこなかった。そういうことで、私もちょっと感情的になったかもしれませんがね、要するに議員は賛成、反対をせないかと、提案されてからね。ただ、非常に情報もないと。非常に期間も短いと。僕としても非常に力不足もあるけれども、情報が全くない中で判断せにゃいかんということで、ちょっと腹を立てましてね、こういった状況だと議員は、めく何とか、それから、つん何とかということで、ちょっと差別用語みたいな発言をしたので、議員の皆さんからも叱られて、当然、出席停止1日で、その採決に

は加われなかったということがあります。

あと、ずっと自分の思いつくままに資料を見ながら書いたんですけども、それも十分には答えていただけなかった。議長からも2回目だからとかいう発言があつてですね。だから、できるだけそれを教えてくださいということで、市長にも担当課にもお渡ししたのがその16項目でございます。もちろん中には答えられたとがありますよ。だから、それもよかったら答えてくださいということで、今後もまた情報公開とかしていいということですからね。折に触れて議員の責務として、20,000千円を出資する市の議員として、そういった情報を皆さんに伝えていかにやいかんというふうに思っています。じゃ、よろしく。

○議長（壇 康夫君）

西原市長、自席で結構ですけど、今、16項目という具体的事項は、この会場の皆さんも理解していません。3月の議決事項に触れない内容についての答弁だけお願いいたします。

じゃ、西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）

次に、3月議会で質問して、市側が回答していない項目について回答せよについてでございますが、内容が具体的ではなく、回答いたしかねます。

また、16項目を市長に渡しているとのことですが、私自身は承知していません。ただ、これを私は見たんですよ、議長からいただいて。だけど、これは議長に答えろとなっているんですよ。私に答えろと書いていませんよ、あなた。（発言する者あり）だから、私に答えろという文書は私はいただいておりませんし、だから、全く承知をしておりません。あれは議長さんに答えろという文書でしたので、私に質問されても私は答えようがございません。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）きょうは物わかりが大変よろしゅうございますね。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

こういうことは、何というか、これは読まれましたかね。新社長は瀬口勝一氏が就任された。会長と兼務でございますか。（発言する者あり）

○議長（壇 康夫君）

市長、自席のほうからの答弁は手を挙げてお願いします。

西原市長、どうぞ。

○市長（西原 親君）

社長が亡くなられたので、瀬口勝一氏が会長をやめられて社長に就任されました。息子さんが専務取締役になりました。中原さんの娘婿です。どちらも12億円の保障をいらっしゃいます。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

それは、そういうことでわかりました。ですから、また情報公開もいいと。だめということじゃないから、これからもしていくとは思いますが、できるだけ——できるだけというか、市が筆頭株主として、特に20,000千円出資しているんだから。それで、議員も全員一致じゃなかった。こういう状況から見てですね、うるさく思われるかもしれませんが、私が情報公開した折にはちゃんと答えをしていただきたいと。私もその情報をできるだけ市の皆さんにお知らせして、できるだけ成功するような形でね、もう決まったことだから。そういうふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

じゃ、次。

○議長（壇 康夫君）

2 問目ですね。どうぞ、前に。

○1 番（田中信之君）（登壇）

そしたら、2 番目ですね。統合小学校と小中一貫教育拒否についてという感じで出しています。

4 校の統合小学校の建設予定地の購入は、皆様御存じのとおり、地権者の同意を得られないので、断念をされたと。今後の方針について、関係地区の住民に具体的に伝える努力をすべきであると。これは非常に皆さん、どうなっているんやということをたくさん私も聞きますのでね、そういう状況の中にありますので、一応タイトル別にお尋ねをいたします。

タイトル1としては、統合小学校は小中一貫教育を実施するのかないのか、明確にしてください。

それから、大牟田市とか柳川市、筑後市、大川市などでは小中一貫校はないというふうに私は思っていますけれども、なぜこの統合小学校だけ小中一貫教育とするのか、なぜみやま市のほかの地区ではしないのか、子供たちは小中一貫校のモルモットになるのではないのか、

これが第1項目。

第2項目は、統合小学校、小中一貫教育を受けたくない生徒や親はどうしたらいいのか、あるいは竹海地区とか、特に海津地区の人たちは高田中学校が近いわけですね。ですから、岩田小学校へ通学したいという人も出てくるだろうというふうに思います。それから、山川東部の九折地区の人は清水小学校が距離的にも近いというような状況があるわけです。ですから、統合するということになると現在の小学校がなくなるということですから、法律的には近いほうに通ってもいいというようなことをちょっとお聞きしましたんですけど、そこら辺も可能かどうか、統合小学校に行かないで、例えば、岩田小学校とか清水小学校に行けるかどうか、ここら辺を述べてほしいと。可能か不可能かですね。

それから、3番目のタイトルとしては、山川中学校のクラス数ですね。ことしの新入生は40人で、本来ならば1学級でなければならないけれども、市の費用負担で2クラスになっているというふうに私は理解しております。将来、竹海地区や九折地区の生徒が小中一貫校、総合校に行かないと予想した場合、山川中の予想生徒数とクラスがどれくらいなのか、可能な限りでいいですから、それを伝えてほしいと。私が心配しているのは、山川中学校が2クラスでなくなるといった場合には、クラブ活動とかも含めて非常に問題が出てくるんじゃないかというふうに危惧をしております。

それから、地域の皆さん方からも私に対してもいろいろお話がありますがけれども、その中で地域の皆さんの要望は、とにかくアンケートをとらんないかんめえだんということ。今までいろいろ混乱しているけれども、最終的には住民が決める。そのためには、やっぱりアンケートとか投票、それが最終的には必要じゃないか。いろんな情報を出した後ですよ。そして、皆さんとよく考えた後。ですから、最終的に決定するときには、地域住民、あるいは保護者、PTA等のアンケートや投票をぜひしてほしいというような要望がっております。大牟田地区は統合とかした場合には、そういったアンケートとかとっているというふうに伺っております。

それから、小中一貫教育についても、これは大きな問題ですから、本当にメリット、デメリット、いろいろあって非常にわからない面もありますけれども、最終的には私は住民アンケート、特にPTAとか学校の生徒に対するアンケートもすべきじゃないかというふうに思っています。そのことについても、考え方をお聞かせいただければありがたいというふうに思っています。

それから、最後の5番のタイトルとしては、南部小学校と飯江小学校の統合ということが、これは市長が校区区長会長会で発言をされたということで、そのことも私の耳に入りましたので、議会の全員協議会でもそのことを、そういうふうに発言されましたかというふうに聞いたところが、発言されたということで確認をとりました。それで、この案に賛成する議員の一人として――私は賛成です、その案には。とにかく複式学級を解消するというためには、その2つをまず合併してもいいんじゃないかということでございます。そして、小中一貫ということについてはいろいろ勉強をして、皆さんがみんなでやろうというように機運が盛り上がってから小中一貫とかですね、非常に日本でもまだ珍しい制度ですから、そういったことが望ましいんじゃないかというふうに思っています。

そして、なぜ2校だけの統合はしちゃいかんのか。ずっときょうも牛嶋議員の質問の中でも、必ず4校統合、4校統合しかないのです、それしか私は聞いたことがないんですけれども、市長さんもそういうふうに2校の合併を、区長会長会でも一度そういった自分の考えなりを表明されましたわけですから、これが2校はどうしてだめなのかね、その理由も述べてほしいと。

私の考えとしては、統合は行政が主体であるべきじゃなくて、住民が主体的に行っていく方向性が一番いいんじゃないかと。行政側はそのサポート、住民にいろんな情報提供するのが仕事で、最終的にはやっぱり住民が決めていくのが筋じゃないかというふうに思っていますので、そこら辺よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

田中議員の統合小学校と小中一貫教育拒否についての御質問にお答えいたします。

いずれにいたしましても、タイトルが5項目にわたっておりまして少し長くなるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

具体的には、山川東部小学校、山川南部小学校、飯江小学校、竹海小学校の統合小学校における小中一貫教育に関する御質問ということでお答えさせていただきます。

まず、1点目の統合小学校は小中一貫教育を実施するのか明確にせよについてでございますが、お答えする前に、なぜ今、小中一貫教育なのか、その推進理由と背景についてお話し

させていただきます。

小中一貫教育を推進する大きな理由は、1点目が子供たちを取り巻く社会環境の変化とそれに伴う教育諸課題に対応、2点目が6・3制では対応し切れない子供たちの心身発達度の変化に対応という2点からでございます。

まず、子供たちを取り巻く社会環境の変化とそれに伴う教育諸課題に対応するという点についてでございますが、少子化、あるいは情報化等による社会環境の急激な変化の中で、学校教育をめぐっては学力や不登校、いじめなど多くの課題が指摘されております。

また、特に本市にあっては、小学校は単学級で少人数の学校が多く、子供たちの人間関係を形成する力を育成する環境が乏しいとともに、1年生から6年生までの固定化された人間関係の中で、自分の意見を積極的に主張しながら、友達と議論するなどの力も十分に育成されているとは言いがたい状況でございます。

そこで、子供たちの生活習慣や学習習慣の形成、思考力、表現力、判断力及び人間関係形成能力の育成など、子供たちの健やかな成長を図るためには、適正規模の学校へと統合再編するとともに、小・中学校9年間を見通し、一貫した教育を推進することが必要不可欠となってきます。

このように、子供たちを取り巻く社会環境の変化とそれに伴う教育諸課題に対応するためには、小中一貫教育を実施することが効果的だと判断した次第でございます。

次に、6・3制では対応し切れない子供たちの心身発達度の変化に対応するという点についてでございます。

社会の変化に伴い、身体の早熟化、思春期の早期化が生じ、従来の発達段階に対応した6・3制の枠組みでは、今の子供たちの健やかな成長を支えられないという今日的課題が明らかになっております。具体的に申しますと、例えば、子供たちの身長伸びのピークは、男子は以前、高校1年だったのが今は中学1年、女子は中学1年だったのが小学5年と、以前より二、三年早まっております。それに伴い思春期も二、三年早まり、以前は中学校時代がほぼその時期に当たり、同じ学校、同じ教職員で見守ることができたのですが、今は小学校5、6年から中学校1、2年となりまして、6・3制のもとでは、この大事な時期が小学校と中学校に分かれ、切れてしまい、そのことがさまざまな問題にもつながっていると考えられております。

また、最近では10歳の壁と言われるように、小学校4年生あたりから学習内容が学問的と

なり、十分に理解できていない子供の数がふえてきているという実態もあります。

このような面から、小中一貫教育制度を導入し、4・3・2制等の工夫を図ることで、現6・3制では対応し切れない課題への対応を図ろうと考えているわけでございます。つまり小中一貫教育とは、子供たちの成長にとって最も大事なこの時期を改めてつなげていこう、小・中学校で一緒に見守っていこうという取り組みでもあるわけです。

以上のような理由から、本市において小中一貫教育を推進しようとしているわけですが、その導入に当たっては、先行事例を参考にしつつも、それらに引きずられることなく、地域や学校の実態をしっかりと把握した上で、実効性のある取り組みを行っていくことが重要であると考えております。

そこで、大牟田市、柳川市、筑後市、大川市などでは小中一貫教育はないと思うが、なぜこの統合小学校だけ小中一貫教育かというお尋ねですが、既に八女市で実践が行われていることは議員も御存じのとおりであります。近隣におきまして、本市の統合小学校だけが小中一貫教育ということではございません。

また、視野を九州や日本全国に広げますと、多くの市町村で小中一貫教育は既に実践されている制度であり、各種の成果を上げているところです。

先進校からの具体的な報告を見てみますと、小学校の授業へ中学校の教員が参加することによって、2人先生がいるので授業がわかりやすい、中学校への不安もなくなったなどの子供たちの声や、小学生と中学生が交流する活動などを通して、小学生に接する中学生の優しさやたくましさの成長がうかがえる等の成果が上げられております。

また、小・中の教職員が一堂に会することによって、子供たちの教育への相互理解が深まり、より充実した指導、支援の取り組みが進み、不登校や問題行動等が減少するなどの成果もあわせて報告されているところでございます。

議員より、子供たちは小中一貫教育のモルモットになるのではないかという御質問をいただいておりますが、小中一貫教育の必要性を十分に認識し、試行錯誤しながらも先駆けて取り組み、成果を上げてある全国の教育委員会、教職員、保護者、そして小中一貫教育を受けている子供たちに対して、小中一貫教育のモルモットという表現は極めて不適切であると言わざるを得ず、議員に全く御理解をいただいていないことが残念でなりません。

加えて、なぜみやま市の全ての学校で実践しないのかという御質問ですが、現状の小学校と中学校の校舎設置場所等を鑑みますと、すぐに全ての小・中学校で一貫教育を実践すると

いうことはできませんが、今後の統合計画の中で一体型や併設型の小中一貫校をつくる機会があれば、教育委員会としては積極的に取り組んでいく方針でございます。

また、現状、小学校と中学校の校舎が離れており、一体型での一貫教育が無理な学校におきましても、できる限り小中連携しての教育を推進していく所存であることを申し添えておきます。

次に、2点目の統合小学校の小中一貫教育を受けたくない生徒、親はどうしたらよいのかについてでございますが、議員も御承知のとおり、子供たちが通うべき学校は、みやま市立小学校及び中学校の通学区域を定める規則において行政区ごとに指定しております。これは学校教育法施行令の規定に基づくもので、義務教育における適正な学校規模と教育内容を保障するといった趣旨から、子供は原則として指定された学校に就学しなければならないこととされております。

しかし、一方で、保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性など、子供にとって望ましい教育を実施していくために、教育上の影響に配慮しつつ、通学区域制度の弾力的な運用に努めるよう求められております。具体的には、地理的な理由、身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合のほか、児童・生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が相当と認めるときは通学区域外の学校へ就学することを認めることとされており、本市でも通学区域を定める規則の中で同様の取り扱いをしているところです。

特に本市では、市町村合併に伴い、旧町を越える学校が指定校より近距離となる場合は区域外就学を認めているところでございます。したがって、山川東部校区に居住する児童で清水小学校のほうが近い児童は、区域外就学の手続を行うことで清水小学校へ就学することは現在でも可能です。

また、4校が統合した場合、4校区に居住する児童は原則として統合小学校に就学することとなりますが、統合によりもとの学校がなくなることから、特例措置として、距離が近い小学校を選択できるように弾力的に運用したいと考えております。

このように、指定校については、保護者の申し立てに基づき、個別、具体的な事情に即して教育委員会が判断する弾力的な運用を行っておりますが、先ほどからも御説明しておりますとおり、4校統合小学校では、今の子供たちに最も効果的な教育環境である小中一貫教育を実施するものでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

また、そのようなことから、3点目の御質問にありますような、地区ごとに4校統合小学

校に来る、来ないといった想定を前提にした山川中学校の生徒数、学級数の推計はいたしておりません。

次に、4点目、5点目の御質問につきましては、第1グループの今後の進め方ということでお答えしたいと思います。

第1グループの経過につきましては、5月7日の例月全員協議会の中で御報告したところでございますが、改めて申し上げますと、4月17日に開催いたしました第2回臨時教育委員会におきまして、統合小学校の建設予定地としておりました山川市民センター西側市有地及びその周辺については、一部用地交渉が不調に終わったため、断念することを決定しました。

また、4校統合につきましては、学校再編計画に基づき、引き続き取り組んでいくことを確認し、当面は複式学級の課題を少しでも緩和するため、集合学習について早急に検討、試行し、来年度より本格実施することとしたところでございます。

新しい統合小学校の建設計画地は、現在のところ白紙の状態でございます。これまでのいきさつも踏まえますと、建設場所の選定は慎重に行う必要があると思っておりますが、一方で、飯江小学校の複式学級解消は急務であり、今後の方向性は早急に出さなければならないと考えております。

現時点では議員の御質問に具体的にお答えできる段階ではございませんが、いずれにいたしましても、保護者や住民の皆様にご理解いただけるような方向性を学校設置者であります市長とも十分に協議し、できる限り早急にお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

非常に長い答弁をありがとうございました。もう大体わかっているようなことばかりで余りありがたみはないんですけども、要するに私の質問の飯江小学校と南部小学校を統合する件について市長の回答と教育長の回答をお願いします。これは具体的に書いていないでしょう。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

鹿児島への区長会長さんの旅行で私が発言いたしましたのは、当時、4校の合併の設置について地元の反対が非常に強く、これは非常に見通しが暗かったものですから、もし4校の統合ができなかったならば、これは複式学級を解消するというのが喫緊の最大の課題であるから、どうしてもできなければ飯江小学校と南部小学校の学級を一緒にして勉強せざるを得ないだろうというような趣旨で……（発言する者あり）そうです。そうですよ。だから、その意味で言ったんですよ。それで統合と言ったんですけど、こっちは集合と言っていますね。統合が適当じゃなかったなら謝りますけど、私はそういうつもりでね、どこかに一まとめにして複式学級を解消せざるを得ないと。これは4校の統合が、建設ができなかった場合ということでは言っていました。そういう意味で申し上げました。これは私の考えでございます。それをするとは言っていない。そうせざるを得なくなるのではないだろうか。これは私の私見を申し述べたわけですから、それをやるとか、やらんとかというようなことを言っておりません。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

じゃ、市長の考えはそういうことで一応理解します。私は市長の考えに賛成というふうにかねがね申しておるでしょう。反対ばかりするじゃなくて、これは賛成です。

じゃ次に、教育長の飯江小学校と南部小学校の合併について言ってくださいよ。合併はしないで、集合というのは4校の中ででしょう。2校だけじゃないんでしょう。そこはどうですか。ようわかりにくい、具体的に。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

従来から何度も言っていますように、4校統合によって適正規模の学校ができるということで、私どもは4校統合を進めているわけでございます。飯江小と南部小の統合をしても適正規模にならないわけございまして、その適正規模にした上で複式学級を解消するというのが私どもの基本的な考えでございます。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

適正規模というのは、それは教育長が個人的に思っておるだけでしょう。個人的に適正規模というのは2クラスというようなことを想定されていると思いますけどね、4校合併したら2クラスになるから。しかし、千葉大学の教育学部の先生はあれじゃないですか、100人規模が一番望ましいと。WTO、あれでもヨーロッパはほとんど100人台。そして、望ましいのは100人以下が望ましいというふうに、100人ぐらいが一番適当だというふうに書いておるのをずっと僕はビラもまいておるでしょうが。今度またよそでもそれをばらまく。それはちゃんとした千葉大学の先生が書いておるんやからね。データもちゃんと国別に、僕が一生懸命つくって山川には一応まきましたけどね。そういった考え方もあるということです。あなたは2クラスが一番適正規模というふうに言っているけれども、千葉大学の有名な先生は、元教育者、専門ですばい。そういった先生がそれを言っておるわけでしょうが。

ですから、やはりいろんな情報を出して、本当にどっちがいいか決めるのは住民だと思うんですよ。それを頭から、適正規模は2クラスだから4校合併しなさいよというようなね、ちょっとおごり高ぶったような言い方、あるいはその態度も住民が非常に反感を持っていますよ。ですから、きょうも牛嶋議員の質問で山川中学校の中にはつくらんだろうかと、どうせ否決になるばんと、そしたら責任もとらないかんばんとというような話をきょうされて、私は非常によかったというふうには思っていますけれども、そこですよ。

ですから、できるだけ——それは集合してもいいですよ。文化祭を一緒にするとか、体育祭を一緒にするとか、もちろん今、修学旅行も一緒にしておるといようなことで、それは大いに結構だと思いますよ。しかし、何が何でも4校だと、それ以外はだめだといようなことしか私には伝わってこないですけどね。今からまた土地の選定からするわけでしょう。そしたら、中学校の中、その近く、あるいは飯江小学校に持ってくるとか、いろいろごちゃごちゃなると思うんですよ。その間、ずっと複式学級は続くわけですよ。そして、今からはまた、今度、瀬高のほうもいろいろ力を入れて、教育委員会としては非常に時間もとられるんじゃないかと。そういった中で、必ずしも4校一遍にしなくても、市長さんの案も非常にいいんじゃないかというふうに思いますので、そこは十分に検討する余地があると思いますよ。そしてまた、中学校に持ってくる可能性もあるんですか、100に一つも。中学校の中にまた建てるというような案もあるんですか、それはどうですか、そこを。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

教育長の答弁の前に、小学校の適正な規模について教育委員会の見解をお示ししたいと思います。

適正規模ということで、みやま市立学校適正規模及び適正配置という諮問、それから答申を踏まえて、みやま市の学校再編計画を定めました。検討委員会の答申に基づいて、その小・中学校、小学校の適正な規模といたしますのは、低学年で1クラス20人から30人、中高学年においては20人から35人、そういうクラスは学校全体で適正な学級数ということで12学級から18学級、いわゆる1学年で最低2クラス。クラスがえができるようなことで、子供たちが切磋琢磨して学習ができるような環境、学習環境をつくりましょうというのが答申書にございまして、そのことを踏まえて再編計画としてまとめた結果、4校の第1グループとして統合再編という、ここがベースになっております。そのことを教育長は御説明になったということでございます。

今、第2グループもあわせて推進をしておりますが、基本的に小規模学校、それから複式学級の解消という意味で、小学校の適正な規模、またこれは中学校の適正な規模までつながるわけでございますけれども、そういうことを答申書、そして再編計画を踏まえて、今、私どもは進めているということでございます。どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

山川中学校の中に4校統合小学校の建設があるのかないのかということでございますね。それにつきましては、既に平成23年度の段階で、御提案をしようと思った段階で、私どもといたしましては地域の方に御理解が得られないということで、いわゆるA案、山川市民センター横に建設をするということで土地の買収を計画いたしました。結果的には、それができなかったということで断念したわけでございますので、だから、新たに土地を求めていただきまして、そこに学校を建てるか、あるいはそれができなければどうするかということで現在検討中でございますけれども、直ちに、もとの最初の案でございます山川中学校の敷地内に小学校を建てるということにつきましては、まだ結論が出ておりませんし、その方向にはならないというふうに、私はきょう牛嶋議員の御質問、それから御指摘の中で感じたところ

でございますので、決定はしておりませんが、そういうことにはならないであろうという、教育委員会としてのこれから議論を進めていくわけでございますが、そういったことも含めて早急に結論を出したいと、このように思っているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

そしたら、朝の牛嶋議員が質問されたことに対する教育長の答弁とか、それから今の教育長の発言とかを私なりに判断しますと、中学校の中に統合小学校を建てるということはないというふうに理解していいですね。

それからもう1つ、ちゃんと議会報でも教育長は住民の理解が得られていないというふうに書いておりますし、さっきも言われましたね。それから、教育委員長の龍さんも答弁の中で、要するに住民の理解が得られない限りは物事は進められないというようなことをおっしゃいましたしね。ですから、中学校の中に建てるということは住民の理解が得られないと教育長も何か月前に言われましたし、きょうの牛嶋議員の質問の中でも、またそういったことを言われたというふうに私は理解します。それから、今もそういうふうに言われたから、これがまた変わるようなことがあったら大ごとになるばいと思っているんだけど、そこが心配だから、とにかく、いや、変わりましたとかいうようなことがないように、もう一遍ちゃんと言ってください。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

その可能性は少ないということを申し上げましたので、最終的な決定は教育委員会の合議制の中で決定をさせていただくということでございますので、私としてはそうならない方向で考えているということでございますので、私が今ここで絶対にならないとか、なるとか、そういうお答えはできないということでございますので、あしからず。それだけの答弁でございます。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

答弁としては非常に不満でございます。ですから、それだけ皆さんが、特に私も牛嶋議員もですね、私は6年生まで、牛嶋議員は多分3年ぐらいまで一緒に過ごした経験もあるんですよね。それから、当時の先生方ですよ。小中一貫じゃないけど、小・中と一緒に同じグラウンドでね、山川北部小学校というところがあつたんですよ。それから、山川中学校ね。そういったところで教えられた先生たちも非常に一生懸命になって、非常に年の方が多いですけども、反対をされているということも十分御存じのことと思いますけれども、そこの住民の願いを聞いていただいて、絶対そういうことのないようにくぎを刺して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

どうもお疲れさまでした。

日程第2 陳情付託の報告について

○議長（壇 康夫君）

それでは、続きまして、日程第2. 陳情付託の報告についてを議題とします。

陳情第4号 養豚業の悪臭防止対策に関する陳情書は、産業建設常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次の本会議は6月20日、あすとなっておりますので、御承知お祈ります。

午後3時06分 散会